

香川県生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第38号

香川県生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則

香川県生活環境の保全に関する条例施行規則（昭和46年香川県規則第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

第1

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第12条）</p> <p>第2章 公害の防止等に関する規制（第13条—第61条）</p> <p>第3章 地球温暖化対策（第62条—第68条）</p> <p>第4章 自動車等の排出ガス対策（第69条—第75条）</p> <p>第5章 その他の生活環境への負荷の低減（第76条—第80条）</p> <p>第6章 雑則（第81条—第86条）</p> <p>附則</p> <p>第1章 総則</p> <p>（水素イオン濃度等の項目）</p> <p>第8条 略</p> <p><u>（条例第2条第9項の規則で定める項目）</u></p> <p>第9条 <u>条例第2条第9項の規則で定める項目は、全有機炭素とする。</u></p> <p><u>（水質特定施設）</u></p> <p>第10条 <u>条例第2条第9項の規則で定める施設は、別表第4に掲げる施設とする。</u></p> <p><u>（揚水施設）</u></p> <p>第11条 <u>条例第2条第10項の規則で定める施設は、揚水機の吐出口の断面積（吐出口が2以上あるときは、その断面積の合計）が19平方センチメートルを超える施設（専ら防災その他保安の用途に供するものを除く。）とす</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第9条）</p> <p>第2章 公害の防止等に関する規制（第10条—第55条）</p> <p>第3章 地球温暖化対策（第56条—第62条）</p> <p>第4章 自動車等の排出ガス対策（第63条—第69条）</p> <p>第5章 その他の生活環境への負荷の低減（第70条—第74条）</p> <p>第6章 雑則（第75条—第80条）</p> <p>附則</p> <p>第1章 総則</p> <p>（水素イオン濃度等の項目）</p> <p>第8条 略</p>

る。

(振動発生施設)

第12条 条例第2条第13項の規則で定める施設は、別表第5に掲げる施設とする。

第2章 公害の防止等に関する規制

(硫黄酸化物の排出基準)

第13条 略

$$q = K \times 10^{-3} H e^2$$

この式において、q、K及びHeは、それぞれ次の値を表わすものとする。

略

K 別表第6の中欄に掲げる地域ごとに同表の右欄に掲げる値

略

2 略

(ばいじん排出基準)

第14条 条例第5条第1項の規定によるばいじんの排出基準は、温度が零度であって、圧力が1気圧の状態に換算した排出ガス1立方メートルにつき、別表第7の右欄に掲げるとおりとする。

第15条 略

(氏名の変更等の届出)

第16条 条例第11条(条例第22条、第34条及び第63条において準用する場合を含む。)の規定による届出は、条例第6条第1項第1号又は第2号に掲げる事項の変更に係る場合にあつては氏名(名称・住所・所在地)変更届出書(第2号様式)を、施設の使用の廃止に係る場合にあつては施設使用廃止届出書(第3号様式)により行わなければならない。

(承継の届出)

第17条 条例第12条第3項(条例第22条、第34条、第39条、第52条、第63条

(振動発生施設)

第9条 条例第2条第11項の規則で定める施設は、別表第4に掲げる施設とする。

第2章 公害の防止等に関する規制

(硫黄酸化物の排出基準)

第10条 条例第5条第1項の規定による硫黄酸化物の排出基準は、次の式により算出した硫黄酸化物の量とする。

$$q = K \times 10^{-3} H e^2$$

この式において、q、K及びHeは、それぞれ次の値を表わすものとする。

略

K 別表第5の中欄に掲げる地域ごとに同表の右欄に掲げる値

略

2 略

(ばいじん排出基準)

第11条 条例第5条第1項の規定によるばいじんの排出基準は、温度が零度であって、圧力が1気圧の状態に換算した排出ガス1立方メートルにつき、別表第6右欄に掲げるとおりとする。

第12条 略

(氏名の変更等の届出)

第13条 条例第11条(条例第22条及び第34条において準用する場合を含む。)の規定による届出は、条例第6条第1項第1号又は第2号に掲げる事項の変更に係る場合にあつては氏名(名称・住所・所在地)変更届出書(第2号様式)を、施設の使用の廃止に係る場合にあつては施設使用廃止届出書(第3号様式)により行わなければならない。

(承継の届出)

第14条 条例第12条第3項(条例第22条、第34条、第46条及び第61条第3項

及び第71条第3項（条例第84条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による届出は、承継届出書（第4号様式）により行わなければならない。

第18条 略

（ばい煙量等の測定義務者等）

第19条 略

2 条例第15条の規定によるばい煙量又はばい煙濃度の測定及びその結果の記録は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 硫黄酸化物に係るばい煙量の測定は、ばい煙発生施設において発生し、排出口から大気中に排出されるばい煙量が、温度が零度であって、圧力が1気圧の状態に換算して毎時10立方メートル以上のばい煙発生施設について、別表第6の備考に掲げる硫黄酸化物に係るばい煙量の測定法により、2月を超えない作業期間ごとに1回以上行うこと。
- (2) 硫黄酸化物に係るばい煙発生施設において使用する燃料の硫黄含有率の測定は、別表第6の備考に掲げる硫黄含有率の測定法により行うこと。ただし、当該使用する燃料の硫黄含有率が他の方法により確認できるときは、この限りでない。
- (3) ばいじんに係るばい煙濃度の測定は、別表第7の備考に掲げる測定法により、2月を超えない作業期間ごとに1回以上（ばい煙発生施設において発生し、排出口から大気中に排出される排出ガス量が毎時4万立方メートル未満のばい煙発生施設に係る測定については、毎2回以上）行うこと。
- (4) 略

（緊急時等）

第20条 条例第16条の規則で定める場合は、別表第8の左欄に掲げる物質ごとに同表の右欄に掲げる場合に該当し、かつ、気象条件からみて、当該大気汚染の状態が継続すると認められるときとする。

2～5 略

第21条 略

（粉じん発生施設の構造等に関する基準）

（条例第74条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による届出は、承継届出書（第4号様式）により行わなければならない。

第15条 略

（ばい煙量等の測定義務者等）

第16条 略

2 条例第15条の規定によるばい煙量又はばい煙濃度の測定及びその結果の記録は、次に定めるところによる。

- (1) 硫黄酸化物に係るばい煙量の測定は、ばい煙発生施設において発生し、排出口から大気中に排出されるばい煙量が、温度が零度であって、圧力が1気圧の状態に換算して毎時10立方メートル以上のばい煙発生施設について、別表第5の備考に掲げる硫黄酸化物に係るばい煙量の測定法により、2月を超えない作業期間ごとに1回以上行うこと。
- (2) 硫黄酸化物に係るばい煙発生施設において使用する燃料の硫黄含有率の測定は、別表第5の備考に掲げる硫黄含有率の測定法により行うこと。ただし、当該使用する燃料の硫黄含有率が他の方法により確認できるときは、この限りでない。
- (3) ばいじんに係るばい煙濃度の測定は、別表第6の備考に掲げる測定法により、2月を超えない作業期間ごとに1回以上（ばい煙発生施設において発生し、排出口から大気中に排出される排出ガス量が毎時4万立方メートル未満のばい煙発生施設に係る測定については、毎2回以上）行うこと。
- (4) 略

（緊急時等）

第17条 条例第16条の規則で定める場合は、別表第7の左欄に掲げる物質ごとに同表の右欄に掲げる場合に該当し、かつ、気象条件からみて、当該大気汚染の状態が継続すると認められるときとする。

2～5 略

第18条 略

（粉じん発生施設の構造等に関する基準）

第22条 条例第20条の規則で定める構造並びに使用及び管理に関する基準は、別表第9の中欄に掲げる施設ごとに、同表の右欄に掲げるとおりとする。

(排水基準)

第23条 条例第24条第1項の排水基準は、汚水等有害物質による排出水の汚染の状態については別表第10の左欄に掲げる汚水等有害物質ごとに同表の右欄に掲げるとおりとし、その他の排出水の汚染状態については別表第11の左欄に掲げる項目ごとに同表の右欄に掲げるとおりとする。

(汚水等排出施設の設置等の届出)

第24条 条例第25条、第26条又は第27条の規定による届出は、汚水等排出施設設置(使用・変更)届出書(第7号様式)により行わなければならない。

2 条例第25条第8号の規則で定める事項は、当該汚水等排出工場等における用水及び排水の系統とする。

第25条・第26条 略

(緊急時等)

第27条 略

(水質特定施設の設置等の届出)

第28条 条例第35条、第36条又は第37条の規定による届出は、水質特定施設設置(使用・変更)届出書(第9号様式)により行わなければならない。

2 条例第35条第8号の規則で定める事項は、当該水質特定施設を設置する工場又は事業場における用水及び排水の系統とする。

(氏名の変更等の届出)

第29条 条例第38条の規定による届出は、条例第35条第1号又は第2号に掲

第19条 条例第20条の規則で定める構造並びに使用及び管理に関する基準は、別表第8の中欄に掲げる施設ごとに、同表の右欄に掲げるとおりとする。

(排水基準)

第20条 条例第24条第1項の排水基準は、汚水等有害物質による排出水の汚染の状態については別表第9の左欄に掲げる汚水等有害物質ごとに同表の右欄に掲げるとおりとし、その他の排出水の汚染状態については別表第10の左欄に掲げる項目ごとに同表の右欄に掲げるとおりとする。

(汚水等排出施設の設置等の届出)

第21条 条例第25条第1項、第26条第1項又は第27条第1項の規定による届出は、汚水等排出施設設置(使用・変更)届出書(第7号様式)により行わなければならない。

2 条例第25条第2項(条例第26条第2項及び第27条第2項において準用する場合を含む。)の規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 当該汚水等排出工場等の排水口における排出水の汚染状態(当該排出水に係る排水基準に定められた事項に限る。)の通常値及び最大の値並びに当該排出水の通常量及び最大量並びに当該排出水の汚染状態及び量について参考となるべき事項

(2) 当該汚水等排出工場等における用水及び排水の系統並びに用途別用水使用量

第22条・第23条 略

(緊急時等)

第24条 略

げる事項の変更に係る場合にあっては氏名（名称・住所・所在地）変更届出書（第2号様式）を、施設の使用の廃止に係る場合にあっては施設使用廃止届出書（第3号様式）により行わなければならない。

（特定有害物質）

第30条 条例第41条の規則で定める物質は、次に掲げる物質とする。

(1)～(25) 略

（特定有害物質の製造等を行う施設の構造に関する基準）

第31条 条例第42条の規則で定める構造に関する基準は、次のとおりとする。

(1)～(3) 略

（特定有害物質の取扱量等の記録）

第32条 条例第43条の規定による記録は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1)～(4) 略

（汚染の状況の調査）

第33条 条例第44条第2項及び第46条の規定による調査は、次の各号に掲げる特定有害物質の区分に応じ、当該各号に定める測定によるものとする。

(1) 第30条第6号から第11号まで、第14号、第16号から第18号まで及び第22号に掲げる特定有害物質（以下「第一種特定有害物質」という。）

土壤にあっては、土壤中の気体に含まれる特定有害物質の量の測定（以下「土壤ガス測定」という。）又は土壤に水を加えた場合に溶出する特定有害物質の量の測定（以下「土壤溶出量測定」という。）。この場合において、土壤ガス測定において特定有害物質が検出されたときは、さらに土壤溶出量測定を行うこと。地下水にあっては、地下水に含まれる特定有害物質の量の測定

(2) 第30条第1号、第2号、第4号、第12号、第13号、第19号から第21号まで及び第23号に掲げる特定有害物質（以下「第二種特定有害物質」という。） 土壤にあっては土壤溶出量測定及び土壤に含まれる特定有害物質の量の測定（以下「土壤含有量測定」という。）、地下水にあっては地下水に含まれる特定有害物質の量の測定

(3) 第30条第3号、第5号、第15号、第24号及び第25号に掲げる特定有害物質（以下「第三種特定有害物質」という。） 土壤にあっては土壤

（特定有害物質）

第25条 条例第35条の規則で定める物質は、次に掲げる物質とする。

(1)～(25) 略

（特定有害物質の製造等を行う施設の構造に関する基準）

第26条 条例第36条の規則で定める構造に関する基準は、次のとおりとする。

(1)～(3) 略

（特定有害物質の取扱量等の記録）

第27条 条例第37条の規定による記録は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1)～(4) 略

（汚染の状況の調査）

第28条 条例第38条第2項及び第40条の規定による調査は、次の各号に掲げる特定有害物質の区分に応じ、当該各号に定める測定によるものとする。

(1) 第25条第6号から第11号まで、第14号、第16号から第18号まで及び第22号に掲げる特定有害物質（以下「第一種特定有害物質」という。）

土壤にあっては、土壤中の気体に含まれる特定有害物質の量の測定（以下「土壤ガス測定」という。）又は土壤に水を加えた場合に溶出する特定有害物質の量の測定（以下「土壤溶出量測定」という。）。この場合において、土壤ガス測定において特定有害物質が検出されたときは、さらに土壤溶出量測定を行うこと。地下水にあっては、地下水に含まれる特定有害物質の量の測定

(2) 第25条第1号、第2号、第4号、第12号、第13号、第19号から第21号まで及び第23号に掲げる特定有害物質（以下「第二種特定有害物質」という。） 土壤にあっては土壤溶出量測定及び土壤に含まれる特定有害物質の量の測定（以下「土壤含有量測定」という。）、地下水にあっては地下水に含まれる特定有害物質の量の測定

(3) 第25条第3号、第5号、第15号、第24号及び第25号に掲げる特定有害物質（以下「第三種特定有害物質」という。） 土壤にあっては土壤

溶出量測定、地下水にあっては地下水に含まれる特定有害物質の量の測定
2～5 略

(土壌又は地下水の汚染に係る基準)

第34条 条例第47条及び第54条第1項から第3項までの規則で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- (1) 土壌に水を加えた場合に溶出する特定有害物質の量が別表第12の左欄に掲げる特定有害物質ごとに、同表の右欄に掲げる要件に該当すること。
- (2) 土壌に含まれる特定有害物質の量が別表第13の左欄に掲げる特定有害物質ごとに、同表の右欄に掲げる要件に該当すること。
- (3) 地下水に含まれる特定有害物質の量が別表第14の左欄に掲げる特定有害物質ごとに、同表の右欄に掲げる要件（以下「地下水基準」という。）に該当すること。

(土壌又は地下水の汚染発見時の届出)

第35条 条例第47条の規定による届出は、汚染発見届出書（第10号様式）により行わなければならない。

(地下水の水質の浄化に係る措置の勧告)

第36条 条例第48条第1項から第3項までの規定による勧告は、地下水の流動の状況等を勘案してその水質の浄化のための措置が必要と認められる地下水の範囲を定めて行うものとする。

- 2 条例第48条第1項又は第2項の必要な限度は、次の各号に掲げる地下水の利用等の状況の区分に応じて、当該各号に定める地点（以下「測定点」という。）において、地下水に含まれる特定有害物質の量については地下水基準に、地下水に含まれる油については別表第15の左欄に掲げる項目ごとに同表の右欄に掲げる基準（以下「油浄化基準」という。）に適合することとする。ただし、条例第48条第1項から第3項までの規定による勧告を2以上の者に対して行う場合は、当該勧告に係る地下水の測定点において地下水基準又は油浄化基準に適合することとなるように、それらの者による特定有害物質又は油の地下への浸透が当該地下水の汚染の原因となる場合の当該原因の程度に応じて定められる当該地下水に含まれる特定有害物質又は油の量の削減目標を達成することとする。

溶出量測定、地下水にあっては地下水に含まれる特定有害物質の量の測定
2～5 略

(土壌又は地下水の汚染に係る基準)

第29条 条例第41条及び第48条第1項から第3項までの規則で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- (1) 土壌に水を加えた場合に溶出する特定有害物質の量が別表第11の左欄に掲げる特定有害物質ごとに、同表の右欄に掲げる要件に該当すること。
- (2) 土壌に含まれる特定有害物質の量が別表第12の左欄に掲げる特定有害物質ごとに、同表の右欄に掲げる要件に該当すること。
- (3) 地下水に含まれる特定有害物質の量が別表第13の左欄に掲げる特定有害物質ごとに、同表の右欄に掲げる要件（以下「地下水基準」という。）に該当すること。

(土壌又は地下水の汚染発見時の届出)

第30条 条例第41条の規定による届出は、汚染発見届出書（第9号様式）により行わなければならない。

(地下水の水質の浄化に係る措置の勧告)

第31条 条例第42条第1項から第3項までの規定による勧告は、地下水の流動の状況等を勘案してその水質の浄化のための措置が必要と認められる地下水の範囲を定めて行うものとする。

- 2 条例第42条第1項又は第2項の必要な限度は、次の各号に掲げる地下水の利用等の状況の区分に応じて、当該各号に定める地点（以下「測定点」という。）において、地下水に含まれる特定有害物質の量については地下水基準に、地下水に含まれる油については別表第14の左欄に掲げる項目ごとに同表の右欄に掲げる基準（以下「油浄化基準」という。）に適合することとする。ただし、条例第42条第1項から第3項までの規定による勧告を2以上の者に対して行う場合は、当該勧告に係る地下水の測定点において地下水基準又は油浄化基準に適合することとなるように、それらの者による特定有害物質又は油の地下への浸透が当該地下水の汚染の原因となる場合の当該原因の程度に応じて定められる当該地下水に含まれる特定有害物質又は油の量の削減目標を達成することとする。

(1)～(4) 略

(土壤汚染関係施設)

第37条 条例第49条第1項の規則で定める施設は、別表第16の中欄に掲げる施設とする。

(土壤汚染関係施設の設置等の届出)

第38条 条例第49条第1項若しくは第50条第1項の規定による届出又は条例第51条第1項の規定による届出のうち条例第49条第1項第4号に掲げる事項の変更の届出は、土壤汚染関係施設設置（使用・変更）届出書（第11号様式）により行わなければならない。

2 条例第49条第2項（条例第50条第2項及び第51条第3項において準用する場合を含む。）の規則で定める書類は、次のとおりとする。

(1)・(2) 略

(土壤汚染関係施設の廃止等の届出)

第39条 条例第51条第1項の規定による届出のうち土壤汚染関係施設の使用の廃止の届出は、施設使用廃止届出書（第3号様式）により行わなければならない。

2 条例第51条第2項の規定による届出は、氏名（名称・住所・所在地）変更届出書（第2号様式）により行わなければならない。

(土壤汚染関係施設の廃止時の調査等)

第40条 条例第53条第1項の規定による調査（以下「土壤汚染調査」という。）の対象となる特定有害物質（以下「調査対象物質」という。）は、別表第16の中欄に掲げる土壤汚染関係施設ごとに、同表の右欄に掲げる特定有害物質とする。

2 土壤汚染調査は、次条から第45条までに定める方法により行うものとする。

3 条例第53条第1項の規定による報告は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日から起算して120日以内に、土壤汚染調査結果報告書（第12号様式）により行わなければならない。ただし、当該期間内に当該報告を行うことができない特別の事情があると認められるときは、知事は、当該報告を行うべき者からの申請により、その期限を延長することができる。

(1)～(4) 略

(土壤汚染関係施設)

第32条 条例第43条第1項の規則で定める施設は、別表第15の中欄に掲げる施設とする。

(土壤汚染関係施設の設置等の届出)

第33条 条例第43条第1項若しくは第44条第1項の規定による届出又は条例第45条第1項の規定による届出のうち条例第43条第1項第4号に掲げる事項の変更の届出は、土壤汚染関係施設設置（使用・変更）届出書（第10号様式）により行わなければならない。

2 条例第43条第2項（条例第44条第2項及び第45条第3項において準用する場合を含む。）の規則で定める書類は、次のとおりとする。

(1)・(2) 略

(土壤汚染関係施設の廃止等の届出)

第34条 条例第45条第1項の規定による届出のうち土壤汚染関係施設の使用の廃止の届出は、施設使用廃止届出書（第3号様式）により行わなければならない。

2 条例第45条第2項の規定による届出は、氏名（名称・住所・所在地）変更届出書（第2号様式）により行わなければならない。

(土壤汚染関係施設の廃止時の調査等)

第35条 条例第47条第1項の規定による調査（以下「土壤汚染調査」という。）の対象となる特定有害物質（以下「調査対象物質」という。）は、別表第15中欄に掲げる土壤汚染関係施設ごとに、同表の右欄に掲げる特定有害物質とする。

2 土壤汚染調査は、次条から第40条までに定める方法により行うものとする。

3 条例第47条第1項の規定による報告は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日から起算して120日以内に、土壤汚染調査結果報告書（第11号様式）により行わなければならない。ただし、当該期間内に当該報告を行うことができない特別の事情があると認められるときは、知事は、当該報告を行うべき者からの申請により、その期限を延長することができる。

- (1) 当該土壌汚染関係施設に係る工場又は事業場を設置していた者である場合（条例第53条第1項ただし書の確認（以下単に「確認」という。）を受けた場合を除く。） 当該土壌汚染関係施設の使用が廃止された日
- (2) 条例第53条第2項の規定による通知を受けた者である場合（確認を受けた場合を除く。） 当該通知を受けた日
- (3) 確認が第46条第5項の規定により取り消された場合 当該取消しの通知を受けた日

（調査対象地の土壌汚染のおそれの把握）

第41条 略

2 略

- (1) 当該土地が土壌汚染関係施設に係る工場又は事業場において事業の用に供されていない旨の情報その他の情報により、第34条第1号又は第2号の基準に適合しない汚染状態にある土壌（以下「汚染土壌」という。）が存在するおそれがないと認められる土地
- (2)・(3) 略

第42条 略

（試料採取等の実施）

第43条 略

2 略

- (1) 試料採取等区画の中心（第41条第1項の規定により調査実施者が把握した情報により、当該試料採取等区画において汚染土壌が存在するおそれが多いと認められる部分がある場合にあつては、当該部分における任意の地点。以下「試料採取地点」という。）において、土壌中の気体（当該試料採取地点における土壌中の気体の採取が困難であると認められる場合にあつては、地下水）を、第33条第2項に規定する方法により採取すること。
- (2) 前号の規定により採取した気体又は地下水に含まれる調査対象物質の量を、気体にあつては第33条第2項に規定する方法、地下水にあつては同条第5項に規定する方法により測定すること。

3 略

- (1)～(3) 略

- (1) 当該土壌汚染関係施設に係る工場又は事業場を設置していた者である場合（条例第47条第1項ただし書の確認（以下単に「確認」という。）を受けた場合を除く。） 当該土壌汚染関係施設の使用が廃止された日
- (2) 条例第47条第2項の規定による通知を受けた者である場合（確認を受けた場合を除く。） 当該通知を受けた日
- (3) 確認が第41条第5項の規定により取り消された場合 当該取消しの通知を受けた日

（調査対象地の土壌汚染のおそれの把握）

第36条 略

2 調査実施者は、前項の規定により把握した情報により、調査対象地を調査対象物質ごとに次に掲げる区分に分類するものとする。

- (1) 当該土地が土壌汚染関係施設に係る工場又は事業場において事業の用に供されていない旨の情報その他の情報により、第29条第1号又は第2号の基準に適合しない汚染状態にある土壌（以下「汚染土壌」という。）が存在するおそれがないと認められる土地
- (2)・(3) 略

第37条 略

（試料採取等の実施）

第38条 略

2 土壌ガス調査の方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 試料採取等区画の中心（第36条第1項の規定により調査実施者が把握した情報により、当該試料採取等区画において汚染土壌が存在するおそれが多いと認められる部分がある場合にあつては、当該部分における任意の地点。以下「試料採取地点」という。）において、土壌中の気体（当該試料採取地点における土壌中の気体の採取が困難であると認められる場合にあつては、地下水）を、第28条第2項に規定する方法により採取すること。
- (2) 前号の規定により採取した気体又は地下水に含まれる調査対象物質の量を、気体にあつては第28条第2項に規定する方法、地下水にあつては同条第5項に規定する方法により測定すること。

3 土壌溶出量調査の方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1)～(3) 略

(4) 第2号(前号に規定する場合は、同号)の規定により混合された土壌に水を加えた検液に溶出する調査対象物質の量を、第33条第3項に規定する方法により測定すること。

4 略

(1) 略

(2) 前号の規定により混合された土壌に含まれる調査対象物質の量を、第33条第4項に規定する方法により測定すること。

5 略

(30メートル格子内の汚染範囲の確定のための試料採取等)

第44条 調査実施者は、第42条第3項第2号アの規定により試料採取等の対象とされた試料採取等区画に係る土壌ガス調査において気体から調査対象物質が検出されたとき、又は地下水から検出された調査対象物質が地下水基準に適合しなかったときは、当該30メートル格子内にある単位区画(単位区画すべての区域が第41条第2項第1号に掲げる土地に分類される場合を除く。)であって試料採取等区域でないものにおいて、土壌ガス調査を行うものとする。

2 調査実施者は、第42条第3項第2号イの規定により試料採取等の対象とされた試料採取等区画に係る土壌溶出量調査又は土壌含有量調査において、当該土壌溶出量調査又は土壌含有量調査に係る土壌の特定有害物質による汚染状態が第34条第1号又は第2号の基準に適合しなかったときは、当該30メートル格子内にある一部対象区画において、土壌溶出量調査又は土壌含有量調査を行うものとする。

3 略

(土壌ガス調査等の結果に伴う試料採取等)

第45条 略

2 略

(1) 略

(2) 前号の規定により採取されたそれぞれの土壌に水を加えた検液に溶出する調査対象物質の量を、第33条第3項に規定する方法により測定すること。

(人の健康に係る被害が生ずるおそれがない旨の確認)

第46条 確認を受けようとする者は、確認申請書(第13号様式)により、知

(4) 第2号(前号に規定する場合は、同号)の規定により混合された土壌に水を加えた検液に溶出する調査対象物質の量を、第28条第3項に規定する方法により測定すること。

4 土壌含有量調査の方法は、次に掲げるとおりとする。

(1) 略

(2) 前号の規定により混合された土壌に含まれる調査対象物質の量を、第28条第4項に規定する方法により測定すること。

5 略

(30メートル格子内の汚染範囲の確定のための試料採取等)

第39条 調査実施者は、第37条第3項第2号アの規定により試料採取等の対象とされた試料採取等区画に係る土壌ガス調査において気体から調査対象物質が検出されたとき、又は地下水から検出された調査対象物質が地下水基準に適合しなかったときは、当該30メートル格子内にある単位区画(単位区画すべての区域が第36条第2項第1号に掲げる土地に分類される場合を除く。)であって試料採取等区域でないものにおいて、土壌ガス調査を行うものとする。

2 調査実施者は、第37条第3項第2号イの規定により試料採取等の対象とされた試料採取等区画に係る土壌溶出量調査又は土壌含有量調査において、当該土壌溶出量調査又は土壌含有量調査に係る土壌の特定有害物質による汚染状態が第29条第1号又は第2号の基準に適合しなかったときは、当該30メートル格子内にある一部対象区画において、土壌溶出量調査又は土壌含有量調査を行うものとする。

3 略

(土壌ガス調査等の結果に伴う試料採取等)

第40条 略

2 前項の試料採取等の方法は、次に掲げるとおりとする。

(1) 略

(2) 前号の規定により採取されたそれぞれの土壌に水を加えた検液に溶出する調査対象物質の量を、第28条第3項に規定する方法により測定すること。

(人の健康に係る被害が生ずるおそれがない旨の確認)

第41条 確認を受けようとする者は、確認申請書(第12号様式)により、知

事に申請しなければならない。

2 略

(1) 工場又は事業場（当該土壤汚染関係施設を設置していたもの又は当該工場又は事業場に係る事業に従事する者その他の関係者以外の者が立ち入ることができないものに限る。）の敷地として利用されること。

(2) 略

3 略

4 確認を受けた者は、当該確認に係る土地の利用の方法を変更しようとするときは、あらかじめ、土地利用方法変更届出書（第14号様式）により、知事に届け出なければならない。

5・6 略

7 前項の規定により土地の所有者等の地位を承継した者は、遅滞なく、土地所有者等の地位の承継届出書（第15号様式）により、知事に届け出なければならない。

（土壤汚染関係施設の廃止等の通知）

第47条 条例第53条第2項の規定による通知は、土壤汚染関係施設の使用が廃止された際の土地の所有者等（当該土地の所有者等から土地に関する権利を譲り受けた者その他の新たに土地の所有者等となった者が同条第1項の調査を行うことについて、当該土地の所有者等及び当該新たに土地の所有者等となった者が合意している場合にあっては、当該新たに土地の所有者等となった者）に対して行うものとする。

2 条例第53条第2項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1)・(2) 略

(3) 条例第53条第1項の規定による報告を行うべき期限

（汚染原因の調査等）

第48条 条例第54条第1項及び第2項に規定する調査は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1)～(7) 略

2 条例第54条第1項及び第2項の規定による報告は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める日から起算して30日以内に、汚染原因調査結果報告書（第16号様式）により行わなければならない。

事に申請しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請があったときは、当該申請に係る土地が次の各号のいずれかに該当することが確実であると認められる場合に限り、確認を行うものとする。

(1) 工場又は事業場（当該工場又は事業場に係る事業に従事する者その他の関係者以外の者が立ち入ることができないものに限る。）の敷地として利用されること。

(2) 略

3 略

4 確認を受けた者は、当該確認に係る土地の利用の方法を変更しようとするときは、あらかじめ、土地利用方法変更届出書（第13号様式）により、知事に届け出なければならない。

5・6 略

7 前項の規定により土地の所有者等の地位を承継した者は、遅滞なく、土地所有者等の地位の承継届出書（第14号様式）により、知事に届け出なければならない。

（土壤汚染関係施設の廃止等の通知）

第42条 条例第47条第2項の規定による通知は、土壤汚染関係施設の使用が廃止された際の土地の所有者等（当該土地の所有者等から土地に関する権利を譲り受けた者その他の新たに土地の所有者等となった者が同条第1項の調査を行うことについて、当該土地の所有者等及び当該新たに土地の所有者等となった者が合意している場合にあっては、当該新たに土地の所有者等となった者）に対して行うものとする。

2 条例第47条第2項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1)・(2) 略

(3) 条例第47条第1項の規定による報告を行うべき期限

（汚染原因の調査等）

第43条 条例第48条第1項及び第2項に規定する調査は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1)～(7) 略

2 条例第48条第1項及び第2項の規定による報告は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める日から起算して30日以内に、汚染原因調査結果報告書（第15号様式）により行わなければならない。

- (1) 条例第47条の規定による届出を行った者 当該届出を行った日
- (2) 条例第53条第1項の規定による調査を行った者 条例第53条第1項の規定による報告を行った日
- (3) 条例第54条第3項の規定による通知を受けた者 当該通知を受けた日

(汚染拡大防止計画の作成等)

第49条 条例第56条第1項に規定する汚染拡大防止計画は、次に掲げる事項について作成しなければならない。

(1)～(5) 略

2 条例第56条第1項の規定による提出は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める日から起算して60日以内に、汚染拡大防止計画書（第17号様式）により行わなければならない。ただし、当該期間内に当該提出を行うことができない特別の事情があると認められるときは、知事は、当該提出を行うべき者からの申請により、その期限を延長することができる。

- (1) 条例第54条第1項又は第2項の規定による報告を行った者 当該報告を行った日
- (2) 条例第55条の規定による通知を受けた者 当該通知を受けた日

(汚染拡大防止措置の完了の報告)

第50条 条例第56条第2項の規定による報告は、汚染拡大防止措置完了報告書（第18号様式）により行わなければならない。

(揚水施設の設置等の届出)

第51条 条例第60条第1項、第61条第1項又は第62条第1項の規定による届出は、揚水施設設置（使用・変更）届出書（第19号様式）により行わなければならない。

2 条例第60条第2項（条例第61条第2項及び第62条第2項において準用する場合を含む。）の規則で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 揚水施設の設置の場所を示す図面
- (2) 揚水施設の配置図
- (3) 揚水施設の構造図

(騒音発生施設の設置等の届出)

- (1) 条例第41条の規定による届出を行った者 当該届出を行った日
- (2) 条例第47条第1項の規定による調査を行った者 条例第47条第1項の規定による報告を行った日
- (3) 条例第48条第3項の規定による通知を受けた者 当該通知を受けた日

(汚染拡大防止計画の作成等)

第44条 条例第50条第1項に規定する汚染拡大防止計画は、次に掲げる事項について作成しなければならない。

(1)～(5) 略

2 条例第50条第1項の規定による提出は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める日から起算して60日以内に、汚染拡大防止計画書（第16号様式）により行わなければならない。ただし、当該期間内に当該提出を行うことができない特別の事情があると認められるときは、知事は、当該提出を行うべき者からの申請により、その期限を延長することができる。

- (1) 条例第48条第1項又は第2項の規定による報告を行った者 当該報告を行った日
- (2) 条例第49条の規定による通知を受けた者 当該通知を受けた日

(汚染拡大防止措置の完了の報告)

第45条 条例第50条第2項の規定による報告は、汚染拡大防止措置完了報告書（第17号様式）により行わなければならない。

(騒音発生施設の設置等の届出)

第52条 条例第66条第1項、第67条第1項又は第68条第1項の規定による届出は、騒音発生施設設置（使用・変更）届出書（第20号様式）により行わなければならない。

2 条例第66条第1項第5号に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1)～(4) 略

3 条例第66条第2項（条例第67条第2項及び第68条第2項において準用する場合を含む。）の規定により第1項の届出書に添付しなければならない書類は、騒音発生工場等及びその付近の見取図とする。

（条例第68条第1項ただし書に規定する規則で定める範囲）

第53条 条例第68条第1項ただし書に規定する規則で定める範囲は、条例第66条第1項、第67条第1項又は第68条第1項の規定による届出に係る騒音発生施設の種類ごとの数を減少する場合及びその数を当該騒音発生施設の種類に係る直近の届出により届け出た数の2倍以内の数を増加する場合とする。

（氏名等の変更の届出）

第54条 条例第70条（条例第84条において準用する場合を含む。）の規定による届出は、条例第66条第1項第1号又は第2号に掲げる事項の変更に係る場合にあつては氏名（名称・住所・所在地）変更届出書（第2号様式）を、施設の使用の廃止に係る場合にあつては騒音発生施設（振動発生施設）使用全廃届出書（第21号様式）により行わなければならない。

（特定建設作業の実施の届出）

第55条 条例第74条第1項及び第2項の規定による届出は、特定建設作業実施届出書（第22号様式）により行わなければならない。

2 条例第74条第1項第5号に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1)～(6) 略

3 条例第74条第3項の規定により第1項の届出書に添付しなければならない書類は、特定建設作業の場所の付近の見取図及び特定建設作業を伴う建設工事の工程の概要を示した工事工程表で特定建設作業の工程を明示したものとする。

第46条 条例第56条第1項、第57条第1項又は第58条第1項の規定による届出は、騒音発生施設設置（使用・変更）届出書（第18号様式）により行わなければならない。

2 条例第56条第1項第5号に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1)～(4) 略

3 条例第56条第2項（条例第57条第2項及び第58条第2項において準用する場合を含む。）の規定により第1項の届出書に添付しなければならない書類は、騒音発生工場等及びその付近の見取図とする。

（条例第58条ただし書に規定する規則で定める範囲）

第47条 条例第58条ただし書に規定する規則で定める範囲は、条例第56条第1項、第57条第1項又は第58条第1項の規定による届出に係る騒音発生施設の種類ごとの数を減少する場合及びその数を当該騒音発生施設の種類に係る直近の届出により届け出た数の2倍以内の数を増加する場合とする。

（氏名等の変更の届出）

第48条 条例第60条（条例第74条において準用する場合を含む。）の規定による届出は、条例第56条第1項第1号又は第2号に掲げる事項の変更に係る場合にあつては氏名（名称・住所・所在地）変更届出書（第2号様式）を、施設の使用の廃止に係る場合にあつては騒音発生施設（振動発生施設）使用全廃届出書（第19号様式）により行わなければならない。

（特定建設作業の実施の届出）

第49条 条例第64条第1項及び第2項の規定による届出は、特定建設作業実施届出書（第20号様式）により行わなければならない。

2 条例第64条第1項第5号に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1)～(6) 略

3 条例第64条第3項の規定により第1項の届出書に添付しなければならない書類は、特定建設作業の場所の付近の見取図及び特定建設作業を伴う建設工事の工程の概要を示した工事工程表で特定建設作業の工程を明示したものとする。

(振動の規制基準)

第56条 条例第77条第1項の振動の規制基準は、別表第17のとおりとする。

(振動発生施設の設置等の届出)

第57条 条例第78条第1項、第79条第1項又は第80条第1項の規定による届出は、振動発生施設設置(使用・変更)届出書(第23号様式)により行わなければならない。

2 条例第78条第1項第5号に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1)～(4) 略

3 条例第78条第2項(条例第79条第2項及び第80条第2項において準用する場合を含む。)の規定により第1項の届出書に添付しなければならない書類は、振動発生工場等及びその付近の見取図とする。

(管理方針等の公表)

第58条 条例第85条第1項及び第3項の規定により公表する事項は、化学物質管理指針に定める事項のうち少なくとも次に掲げる事項とする。

(1)～(5) 略

2 条例第85条第1項の規定による公表は、事業所に備えて一般の閲覧に供する方法又はインターネットの利用によるものとする。

(管理方針等又は化学物質適正管理計画の提出義務者等)

第59条 条例第85条第2項、第86条第1項及び第122条第8号の規則で定める者は、前年度(年度は、4月1日から翌年3月31日までをいう。以下同じ。)の第一種指定化学物質(特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令(平成12年政令第138号)第1条に規定する第一種指定化学物質をいう。以下同じ。)(ダイオキシン類を除く。)の排出量及び移動量(特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(平成11年法律第86号)第5条第1項に規定する排出量及び移動量をいう。)の合計が30トン以上である事業所を県内に有する事業者(以下「提出義務者」という。)とする。

(管理方針等の提出等)

第60条 条例第85条第2項の規定による提出は、提出義務者となった年度の8月31日までに、少なくとも第58条第1項各号に掲げる事項を記載した書

(振動の規制基準)

第50条 条例第67条第1項の振動の規制基準は、別表第16のとおりとする。

(振動発生施設の設置等の届出)

第51条 条例第68条第1項、第69条第1項又は第70条第1項の規定による届出は、振動発生施設設置(使用・変更)届出書(第21号様式)により行わなければならない。

2 条例第68条第1項第5号に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1)～(4) 略

3 条例第68条第2項(条例第69条第2項及び第70条第2項において準用する場合を含む。)の規定により第1項の届出書に添付しなければならない書類は、振動発生工場等及びその付近の見取図とする。

(管理方針等の公表)

第52条 条例第75条第1項及び第3項の規定により公表する事項は、化学物質管理指針に定める事項のうち少なくとも次に掲げる事項とする。

(1)～(5) 略

2 条例第75条第1項の規定による公表は、事業所に備えて一般の閲覧に供する方法又はインターネットの利用によるものとする。

(管理方針等又は化学物質適正管理計画の提出義務者等)

第53条 条例第75条第2項、第76条第1項及び第108条第7号の規則で定める者は、前年度(年度は、4月1日から翌年3月31日までをいう。以下同じ。)の第一種指定化学物質(特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令(平成12年政令第138号)第1条に規定する第一種指定化学物質をいう。以下同じ。)(ダイオキシン類を除く。)の排出量及び移動量(特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(平成11年法律第86号)第5条第1項に規定する排出量及び移動量をいう。)の合計が30トン以上である事業所を県内に有する事業者(以下「提出義務者」という。)とする。

(管理方針等の提出等)

第54条 条例第75条第2項の規定による提出は、提出義務者となった年度の8月31日までに、少なくとも第52条第1項各号に掲げる事項を記載した書

面により行わなければならない。ただし、過去に条例第85条第2項の規定により提出された管理方針等が当該年度において効力を有するものであるときは、この限りでない。

- 2 第58条第2項の規定は、条例第85条第3項及び第5項の規定による公表について準用する。
- 3 条例第85条第4項の規定による届出は、変更の日から30日以内に、書面により行わなければならない。

(化学物質適正管理計画の作成等)

第61条 条例第86条第1項に規定する化学物質適正管理計画は、該当する事業所ごとに、次に掲げる事項について作成しなければならない。

(1)～(7) 略

- 2 条例第86条第1項の規定による提出は、提出義務者となった年度の8月31日までに、当該年度を計画期間に含む化学物質適正管理計画を記載した化学物質適正管理計画書(第24号様式)により行わなければならない。ただし、過去に同項の規定により提出された化学物質適正管理計画が当該年度において効力を有するものであるときは、この限りでない。
- 3 第58条第2項の規定は、条例第86条第2項及び第4項の規定による公表について準用する。
- 4 条例第86条第3項の規定による届出は、変更の日から30日以内に、化学物質適正管理計画変更届出書(第25号様式)により行わなければならない。

第3章 地球温暖化対策

(地球温暖化対策推進計画及び地球温暖化対策指針の公表)

第62条 条例第88条第2項又は第89条第2項の規定による公表は、香川県環境森林部環境政策課に備えて一般の閲覧に供する方法及びインターネットの利用により行うものとする。

(地球温暖化対策計画の作成義務者等)

第63条 条例第91条第1項及び第122条第9号の規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1)・(2) 略

(地球温暖化対策計画の作成等)

面により行わなければならない。ただし、過去に条例第75条第2項の規定により提出された管理方針等が当該年度において効力を有するものであるときは、この限りでない。

- 2 第52条第2項の規定は、条例第75条第3項及び第5項の規定による公表について準用する。
- 3 条例第75条第4項の規定による届出は、変更の日から30日以内に、書面により行わなければならない。

(化学物質適正管理計画の作成等)

第55条 条例第76条第1項に規定する化学物質適正管理計画は、該当する事業所ごとに、次に掲げる事項について作成しなければならない。

(1)～(7) 略

- 2 条例第76条第1項の規定による提出は、提出義務者となった年度の8月31日までに、当該年度を計画期間に含む化学物質適正管理計画を記載した化学物質適正管理計画書(第22号様式)により行わなければならない。ただし、過去に同項の規定により提出された化学物質適正管理計画が当該年度において効力を有するものであるときは、この限りでない。
- 3 第52条第2項の規定は、条例第76条第2項及び第4項の規定による公表について準用する。
- 4 条例第76条第3項の規定による届出は、変更の日から30日以内に、化学物質適正管理計画変更届出書(第23号様式)により行わなければならない。

第3章 地球温暖化対策

(地球温暖化対策推進計画及び地球温暖化対策指針の公表)

第56条 条例第78条第2項又は第79条第2項の規定による公表は、香川県環境森林部環境政策課に備えて一般の閲覧に供する方法及びインターネットの利用により行うものとする。

(地球温暖化対策計画の作成義務者等)

第57条 条例第81条第1項及び第108条第8号の規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1)・(2) 略

(地球温暖化対策計画の作成等)

第64条 条例第91条第1項に規定する地球温暖化対策計画は、地球温暖化対策計画を提出する日の属する年度から3箇年度（以下この条において「計画期間」という。）をその対象期間として、作成しなければならない。

2 条例第91条第1項の規定による提出は、計画期間の初年度の7月31日までに、地球温暖化対策計画書（第26号様式）により行わなければならない。

3 第58条第2項の規定は、条例第91条第2項、第4項及び第5項の規定による公表について準用する。

4 条例第91条第3項の規定による届出は、変更の日から30日以内に、地球温暖化対策計画変更届出書（第27号様式）により行わなければならない。

5 条例第91条第5項の規定による報告は、計画期間の各年度ごとに、その翌年度の7月31日までに、地球温暖化対策実施状況報告書（第28号様式）により行わなければならない。

（特定電気機器）

第65条 条例第94条第1項の規則で定める電気機器は、次に掲げる電気機器で未使用のものとする。

(1)～(3) 略

（省エネルギー性能の表示）

第66条 条例第94条第1項の規定により表示する事項は、次の各号に掲げる電気機器の区分に応じ、当該各号に掲げる事項とする。

(1)～(3) 略

（省エネ性能説明推進員の選任義務者）

第67条 条例第94条第2項及び第122条第10号の規則で定める者は、1,000平方メートル以上の売場面積（電気機器の販売の用に供する部分の床面積をいう。）を有する者とする。

（省エネ性能説明推進員の選任等）

第68条 条例第94条第2項の規定による選任は、一の店舗ごとに、知事が適当と認める講習を修了した者のうちから行うものとし、同項の規定による届出は、選任の日から速やかに、省エネ性能説明推進員選任（変更）届出書（第29号様式）に、届出に係る者が当該講習を修了したことを証する書類の写しを添えて行わなければならない。

2 前項の規定は、条例第94条第3項の規定による届出について準用する。

第58条 条例第81条第1項に規定する地球温暖化対策計画は、地球温暖化対策計画を提出する日の属する年度から3箇年度（以下この条において「計画期間」という。）をその対象期間として、作成しなければならない。

2 条例第81条第1項の規定による提出は、計画期間の初年度の7月31日までに、地球温暖化対策計画書（第24号様式）により行わなければならない。

3 第52条第2項の規定は、条例第81条第2項、第4項及び第5項の規定による公表について準用する。

4 条例第81条第3項の規定による届出は、変更の日から30日以内に、地球温暖化対策計画変更届出書（第25号様式）により行わなければならない。

5 条例第81条第5項の規定による報告は、計画期間の各年度ごとに、その翌年度の7月31日までに、地球温暖化対策実施状況報告書（第26号様式）により行わなければならない。

（特定電気機器）

第59条 条例第84条第1項の規則で定める電気機器は、次に掲げる電気機器で未使用のものとする。

(1)～(3) 略

（省エネルギー性能の表示）

第60条 条例第84条第1項の規定により表示する事項は、次の各号に掲げる電気機器の区分に応じ、当該各号に掲げる事項とする。

(1)～(3) 略

（省エネ性能説明推進員の選任義務者）

第61条 条例第84条第2項及び第108条第9号の規則で定める者は、1,000平方メートル以上の売場面積（電気機器の販売の用に供する部分の床面積をいう。）を有する者とする。

（省エネ性能説明推進員の選任等）

第62条 条例第84条第2項の規定による選任は、一の店舗ごとに、知事が適当と認める講習を修了した者のうちから行うものとし、同項の規定による届出は、選任の日から速やかに、省エネ性能説明推進員選任（変更）届出書（第27号様式）に、届出に係る者が当該講習を修了したことを証する書類の写しを添えて行わなければならない。

2 前項の規定は、条例第84条第3項の規定による届出について準用する。

この場合において、前項中「選任の日から速やかに」とあるのは、「変更の日から30日以内に」と読み替えるものとする。

第4章 自動車等の排出ガス対策

(原動機の停止の特例)

第69条 条例第99条第1項ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1)～(6) 略

(原動機の停止の周知義務者)

第70条 条例第100条第2項及び第122条第11号の規則で定める者は、自動車等の駐車のために供する部分の面積が500平方メートル以上である駐車場を設置し、又は管理している者とする。

(情報提供すべき環境に係る事項)

第71条 条例第102条第1項の規則で定める環境に係る事項は、次に掲げる事項とする。

(1)～(3) 略

(自動車環境情報説明推進員の選任義務者)

第72条 条例第102条第2項及び第122条第12号の規則で定める者は、県内に所在する事業場において前年度に販売した道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第3条に規定する普通自動車及び小型自動車（二輪の小型自動車を除く。）の台数の合計が100台以上である者とする。

(自動車環境情報説明推進員の選任等)

第73条 条例第102条第2項の規定による選任は、知事が適当と認める講習を修了した者のうちから行うものとし、同項の規定による届出は、選任の日から速やかに、自動車環境情報説明推進員選任（変更）届出書（第30号様式）に、届出に係る者が当該講習を修了したことを証する書類の写しを添えて行わなければならない。

2 前項の規定は、条例第102条第3項の規定による届出について準用する。この場合において、前項中「選任の日から速やかに」とあるのは、「変更の日から30日以内に」と読み替えるものとする。

この場合において、前項中「選任の日から速やかに」とあるのは、「変更の日から30日以内に」と読み替えるものとする。

第4章 自動車等の排出ガス対策

(原動機の停止の特例)

第63条 条例第89条第1項ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1)～(6) 略

(原動機の停止の周知義務者)

第64条 条例第90条第2項及び第108条第10号の規則で定める者は、自動車等の駐車のために供する部分の面積が500平方メートル以上である駐車場を設置し、又は管理している者とする。

(情報提供すべき環境に係る事項)

第65条 条例第92条第1項の規則で定める環境に係る事項は、次に掲げる事項とする。

(1)～(3) 略

(自動車環境情報説明推進員の選任義務者)

第66条 条例第92条第2項及び第108条第11号の規則で定める者は、県内に所在する事業場において前年度に販売した道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第3条に規定する普通自動車及び小型自動車（二輪の小型自動車を除く。）の台数の合計が100台以上である者とする。

(自動車環境情報説明推進員の選任等)

第67条 条例第92条第2項の規定による選任は、知事が適当と認める講習を修了した者のうちから行うものとし、同項の規定による届出は、選任の日から速やかに、自動車環境情報説明推進員選任（変更）届出書（第28号様式）に、届出に係る者が当該講習を修了したことを証する書類の写しを添えて行わなければならない。

2 前項の規定は、条例第92条第3項の規定による届出について準用する。この場合において、前項中「選任の日から速やかに」とあるのは、「変更の日から30日以内に」と読み替えるものとする。

(自動車排出ガス対策計画の作成義務者等)

第74条 条例第103条第1項及び第122条第13号の規則で定める者は、県内に所在する事業所において使用する自動車(被けん引車を除く。)の台数の合計が前年度の末日において50台以上である事業者とする。

(自動車排出ガス対策計画の作成等)

第75条 条例第103条第1項に規定する自動車排出ガス対策計画は、自動車排出ガス対策計画を提出する日の属する年度を初年度とする3箇年度から5箇年度まで(以下この条において「計画期間」という。)をその対象期間とし、次に掲げる事項について作成しなければならない。

(1)～(6) 略

2 条例第103条第1項の規定による提出は、計画期間の初年度の7月31日までに、自動車排出ガス対策計画書(第31号様式)により行わなければならない。

3 第58条第2項の規定は、条例第103条第2項、第4項及び第5項の規定による公表について準用する。

4 条例第103条第3項の規定による届出は、変更の日から30日以内に、自動車排出ガス対策計画変更届出書(第32号様式)により行わなければならない。

5 条例第103条第5項の規定による報告は、計画期間の各年度ごとに、その翌年度の7月31日までに、自動車排出ガス対策実施措置報告書(第33号様式)により行わなければならない。

第5章 その他の生活環境への負荷の低減

(航空機による商業宣伝に関する規制基準)

第76条 条例第109条の規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1)～(3) 略

(夜間における拡声機の使用制限の特例)

第77条 条例第110条ただし書の規則で定める場合は、祭礼その他地域の慣習となっている行事に伴い使用する場合とする。

(条例第111条の規則で定める営業を営む者)

(自動車排出ガス対策計画の作成義務者等)

第68条 条例第93条第1項及び第108条第12号の規則で定める者は、県内に所在する事業所において使用する自動車(被けん引車を除く。)の台数の合計が前年度の末日において50台以上である事業者とする。

(自動車排出ガス対策計画の作成等)

第69条 条例第93条第1項に規定する自動車排出ガス対策計画は、自動車排出ガス対策計画を提出する日の属する年度を初年度とする3箇年度から5箇年度まで(以下この条において「計画期間」という。)をその対象期間とし、次に掲げる事項について作成しなければならない。

(1)～(6) 略

2 条例第93条第1項の規定による提出は、計画期間の初年度の7月31日までに、自動車排出ガス対策計画書(第29号様式)により行わなければならない。

3 第52条第2項の規定は、条例第93条第2項、第4項及び第5項の規定による公表について準用する。

4 条例第93条第3項の規定による届出は、変更の日から30日以内に、自動車排出ガス対策計画変更届出書(第30号様式)により行わなければならない。

5 条例第93条第5項の規定による報告は、計画期間の各年度ごとに、その翌年度の7月31日までに、自動車排出ガス対策実施措置報告書(第31号様式)により行わなければならない。

第5章 その他の生活環境への負荷の低減

(航空機による商業宣伝に関する規制基準)

第70条 条例第95条の規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1)～(3) 略

(夜間における拡声機の使用制限の特例)

第71条 条例第96条ただし書の規則で定める場合は、祭礼その他地域の慣習となっている行事に伴い使用する場合とする。

(条例第97条の規則で定める営業を営む者)

第78条 条例第111条の規則で定める営業を営む者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1)～(3) 略

(条例第114条の規則で定める物質)

第79条 条例第114条の規則で定める物質は、次に掲げる物質とする。

(1)～(6) 略

(投光器の使用の禁止の特例)

第80条 条例第116条ただし書の規則で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1)～(5) 略

第6章 雑則

(条例第119条第1項の規則で定める工場又は事業場を設置している者)

第81条 条例第119条第1項の規則で定める工場又は事業場を設置している者は、製造業（物品の加工業を含む。）、電気供給業又はガス供給業に属する事業の用に供する工場又は事業場を設置している者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1)・(2) 略

(公害防止責任者の設置等の届出)

第82条 条例第119条第2項の規定による届出は、公害防止責任者設置（変更）届出書（第34号様式）により行わなければならない。

(立入検査の身分証明書の様式)

第83条 条例第123条第2項の身分を示す証明書は、第35号様式による。

第72条 条例第97条の規則で定める営業を営む者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1)～(3) 略

(条例第100条の規則で定める物質)

第73条 条例第100条の規則で定める物質は、次に掲げる物質とする。

(1)～(6) 略

(投光器の使用の禁止の特例)

第74条 条例第102条ただし書の規則で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1)～(5) 略

第6章 雑則

(条例第105条第1項の規則で定める工場又は事業場を設置している者)

第75条 条例第105条第1項の規則で定める工場又は事業場を設置している者は、製造業（物品の加工業を含む。）、電気供給業又はガス供給業に属する事業の用に供する工場又は事業場を設置している者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1)・(2) 略

(公害防止責任者の設置等の届出)

第76条 条例第105条第2項の規定による届出は、公害防止責任者設置（変更）届出書（第32号様式）により行わなければならない。

(立入検査の身分証明書の様式)

第77条 条例第109条第2項の身分を示す証明書は、第33号様式による。

(条例第110条の規制で定める工場又は事業場)

第78条 条例第110条の規則で定める工場又は事業場は、次に掲げるとおりとする。

(1) 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第2項に規定するばい煙発生施設、同条第10項に規定する一般粉じん発生施設又は同条第11項に規定する特定粉じん発生施設を設置する工場又は事業場

(市町の条例との関係)

第84条 条例第126条の規則で定める条例は、高松市公害防止条例（昭和47年高松市条例第23号）とし、同条の規則で定める条例の規定は、条例第60条から第63条までの規定（農業の用に供する揚水施設に係る場合を除く。）とする。

(受理書の交付)

第85条 知事は、条例第6条第1項、第7条第1項、第8条第1項、第18条第1項若しくは第3項、第19条第1項、第25条、第26条、第27条、第66条第1項、第67条第1項、第68条第1項、第78条第1項、第79条第1項又は第80条第1項の届出を受理したときは、受理書（第36号様式）を当該届出をした者に交付するものとする。

(届出書の提出部数等)

第86条 この規則の規定により知事に提出する届出書は、正本にその写し1通を添えて提出しなければならない。

2 別表第4の5の項及び6の項に規定する施設に係る第17条、第28条第1項及び第29条に規定する届出書の提出は、これらの規定にかかわらず、当該届出書に記載すべき事項を記載した水質汚濁防止法施行規則（昭和46年総理府・通商産業省令第2号）第3条第3項、第7条及び第8条に規定する届出書又は瀬戸内海環境保全特別措置法施行規則（昭和48年総理府令第61号）第3条第2項に規定する申請書の提出をもって足りるものとする。

3 別表第4の7の項に規定する施設に係る第17条、第28条第1項及び第29条に規定する届出書の提出は、これらの規定にかかわらず、当該届出書に記載すべき事項を記載した汚水等排出施設に係る第16条、第17条及び第24条第1項に規定する届出書の提出をもって足りるものとする。

(2) 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第2項に規定する特定施設を設置する工場又は事業場

(3) 騒音規制法（昭和43年法律第98号）第2条第1項に規定する特定施設を設置する工場又は事業場

(4) 鉱山保安法（昭和24年法律第70号）第2条第2項本文に規定する鉱山

(5) 放射性同位元素等による放射性障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）の適用を受ける工場又は事業場

(受理書の交付)

第79条 知事は、条例第6条第1項、第7条第1項、第8条第1項、第18条第1項若しくは第3項、第19条第1項、第25条第1項、第26条第1項、第27条第1項、第56条第1項、第57条第1項、第58条第1項、第68条第1項、第69条第1項又は第70条第1項の届出を受理したときは、受理書（第34号様式）を当該届出をした者に交付するものとする。

(届出書の提出部数)

第80条 この規則の規定により知事に提出する届出書は、正本にその写し1通を添えて提出しなければならない。

別表第1（第4条、第18条関係）

略
備考 鉱山保安法（昭和24年法律第70号）第2条第2項本文に規定する鉱山に設置される施設は、除くものとする。

別表第3（第6条、第25条、第81条関係）

略

別表第4（第10条、第86条関係）

1	自動式鶏卵洗浄施設
2	飲食店に設置される生うどんの湯煮施設
3	公衆浴場（ちゅう房施設が設置されているものに限る。）に設置される施設であって、次に掲げるもの （1）ちゅう房施設 （2）洗濯施設 （3）入浴施設
4	前3項に掲げる施設を設置する工場又は事業場（当該工場又は事業場から排出される水の1日当たりの平均的な量が10立方メートル以上であるものに限る。）から排出される水（公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設
5	特定施設（水質汚濁防止法第2条第2項に規定する施設をいう。以下この表において同じ。）
6	みなし指定地域特定施設（瀬戸内海環境保全特別措置法第12条の2に規定する施設をいう。以下この表において同じ。）
7	汚水等排出施設
備考	
1	1の項から4の項までに掲げる施設には、特定施設及びみなし指定地域特定施設を含まないものとする。
2	5の項及び6の項に掲げる施設には、当該施設を設置する工場又は事業場から公共用水域に排出される水の1日当たりの最大量が50立方メートル以上である場合における当該施設を含まないものとする。
3	7の項に掲げる施設には、当該施設を設置する工場又は事業

別表第1（第4条、第15条関係）

略
備考 鉱山保安法第2条第2項本文に規定する鉱山に設置される施設は、除くものとする。

別表第3（第6条、第22条、第48条関係）

略

場から公共用水域に排出される水の1日当たりの平均的な量が50立方メートル以上である場合における当該施設を含まないものとする。

別表第5 (第12条関係)

略

別表第6 (第13条、第19条関係)

略

備考 この表の右欄に掲げる数値を適用して算出される第13条第1項の硫酸化物の量は、次のいずれかに掲げる測定法により測定して算定される硫酸化物の量として表示されたものとする。

(1)・(2) 略

別表第7 (第14条、第19条関係)

略

別表第8 (第20条関係)

略

備考

1 略

(1)・(2) 略

(3) 一酸化炭素 非分散型赤外分析計法による一酸化炭素測定器

(4)・(5) 略

2・3 略

別表第9 (第22条関係)

1	略	略 (1)～(3) 略 (4) 前3号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
---	---	--

別表第4 (第9条関係)

略

別表第5 (第10条、第16条関係)

略

備考 この表の右欄に掲げる数値を適用して算出される第10条第1項の硫酸化物の量は、次のいずれかに掲げる測定法により測定して算定される硫酸化物の量として表示されたものとする。

(1)・(2) 略

別表第6 (第11条、第16条関係)

略

別表第7 (第17条関係)

略

備考

1 この表に規定する1時間値の算定は、次の各号に掲げる物質について、それぞれ当該各号に掲げる計測器を用いて、大気を連続して1時間吸引して行うものとする。

(1)・(2) 略

(3) 一酸化炭素 非分散型赤外分析計法による一酸化炭素測定器

(4)・(5) 略

2・3 略

別表第8 (第19条関係)

1	別表第2の1の項に掲げる施設	次の各号のいずれかに該当すること。 (1)～(3) 略 (4) 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
---	----------------	--

2	略	略 (1)・(2) 略 (3) 前2号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
---	---	--

別表第10 (第23条関係)
略

別表第11 (第23条関係)
略

別表第12 (第34条関係)
略

別表第13 (第34条関係)
略

別表第14 (第34条関係)
略

別表第15 (第36条関係)
略

別表第16 (第37条、第40条関係)
略

別表第17 (第56条関係)
略

第1号様式 (第15条関係)
略

別紙1・別紙2
略

2	別表第2の2の項に掲げる施設	次の各号のいずれかに該当すること。 (1)・(2) 略 (3) 前号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
---	----------------	---

別表第9 (第20条関係)
略

別表第10 (第20条関係)
略

別表第11 (第29条関係)
略

別表第12 (第29条関係)
略

別表第13 (第29条関係)
略

別表第14 (第31条関係)
略

別表第15 (第32条、第35条関係)
略

別表第16 (第50条関係)
略

第1号様式 (第12条関係)
略

別紙1・別紙2
略

別紙3

ばい煙の処理の方法

略

備考 1・2 略

3 補正された排出口の高さHeは、香川県生活環境の保全に関する条例施行規則第13条第2項の算式により算定すること。

4 略

第2号様式(第16条、第29条、第39条、第54条関係)

氏名(名称・住所・所在地)変更届出書

年 月 日

香川県知事殿

届出者

住所

氏名(法人にあっては、その名称及び代表者氏名) ㊦

氏名(名称・住所・所在地)に変更があったので、香川県生活環境の保全に関する条例第11条(第22条、第34条及び第63条において準用する場合を含む。)(第38条・第51条第2項・第70条(第84条において準用する場合を含む。))の規定により、次のとおり届け出ます。

略

備考 略

別紙3

ばい煙の処理の方法

略

備考 1・2 略

3 補正された排出口の高さHeは、香川県生活環境の保全に関する条例施行規則第10条第2項の算式により算定すること。

4 略

第2号様式(第13条、第34条、第48条関係)

氏名(名称・住所・所在地)変更届出書

年 月 日

香川県知事殿

届出者

住所

氏名(法人にあっては、その名称及び代表者氏名) ㊦

氏名(名称・住所・所在地)に変更があったので、香川県生活環境の保全に関する条例第11条(第22条及び第34条において準用する場合を含む。)(第45条第2項・第60条(第74条において準用する場合を含む。))の規定により、次のとおり届け出ます。

略

備考 略

第3号様式（第16条、第29条、第39条関係）

施設使用廃止届出書

年 月 日

香川県知事殿

届出者

住所

氏名 (法人にあっては、その
名称及び代表者氏名) ㊦

施設の使用を廃止したので、香川県生活環境の保全に関する条例第11条（第22条、第34条及び第63条において準用する場合を含む。）（第38条・第51条第1項）の規定により、次のとおり届け出ます。

略

備考 略

第4号様式（第17条関係）

承継届出書

年 月 日

香川県知事殿

届出者

住所

氏名 (法人にあっては、その
名称及び代表者氏名) ㊦

ばい煙発生施設（粉じん発生施設・汚水等排出施設・水質特定施設・土壌汚染関係施設・揚水施設・騒音発生施設・振動発生施設）に係る届出者の地位を承継したので、香川県生活環境の保全に関する条例第12条第3項（第22条、第34条、第39条、第52条、第63条及び第71条第3項（第84条において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり届け出ます。

略

備考 略

第5号様式（第19条関係）

略

第3号様式（第13条、第34条関係）

施設使用廃止届出書

年 月 日

香川県知事殿

届出者

住所

氏名 (法人にあっては、その
名称及び代表者氏名) ㊦

施設の使用を廃止したので、香川県生活環境の保全に関する条例第11条（第22条及び第34条において準用する場合を含む。）（第45条第1項）の規定により、次のとおり届け出ます。

略

備考 略

第4号様式（第14条関係）

承継届出書

年 月 日

香川県知事殿

届出者

住所

氏名 (法人にあっては、その
名称及び代表者氏名) ㊦

ばい煙発生施設（粉じん発生施設・汚水等排出施設・土壌汚染関係施設・騒音発生施設・振動発生施設）に係る届出者の地位を承継したので、香川県生活環境の保全に関する条例第12条第3項（第22条、第34条、第46条及び第61条第3項（第74条において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり届け出ます。

略

備考 略

第5号様式（第16条関係）

略

第6号様式 (第21条関係)

粉じん発生施設設置 (使用・変更) 届出書

年 月 日

香川県知事殿

届出者

住所

氏名 (法人にあつては、その
名称及び代表者氏名) ㊞

香川県生活環境の保全に関する条例第18条第1項 (第18条第3項・第19条第1項) の規定により、粉じん発生施設について、次のとおり届け出ます。

略

備考 1・2 略

3 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を
対照させること。

4・5 略

別紙
略

第6号様式 (第18条関係)

粉じん発生施設設置 (使用・変更) 届出書

年 月 日

香川県知事殿

届出者

住所

氏名 (法人にあつては、その
名称及び代表者氏名) ㊞

香川県生活環境の保全に関する条例第18条第1項 (第18条第3項・第19条第1項) の規定により、粉じん発生施設について、次のとおり届け出ます。

略

備考 1・2 略

3 変更の届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容
を対照させること。

4・5 略

別紙
略

第7号様式（第24条関係）

汚水等排出施設設置（使用・変更）届出書

年 月 日

香川県知事殿

届出者

住所

氏名 （法人にあっては、その
名称及び代表者氏名）

㊞

香川県生活環境の保全に関する条例第25条（第26条・第27条）の規定により、汚水等排出施設について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※整理番号	
工場又は事業場の所在地		※受理年月日	年 月 日
汚水等排出施設の種類		※施設番号	
汚水等排出施設の構造	別紙1のとおり	※審査結果	
汚水等排出施設の使用の方法	別紙2のとおり	※備考	
汚水等の処理の方法	別紙3のとおり		
排出水の汚染状態及び量	別紙4のとおり		
用水及び排水の系統	別紙5のとおり		

- 備考 1 汚水等排出施設の種類欄には、香川県生活環境の保全に関する条例施行規則別表第3に掲げる名称を記載すること。
- 2 ※印の欄には、記載しないこと。
- 3 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
- 4 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A列4番とすること。
- 5 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

第7号様式（第21条関係）

汚水等排出施設設置（使用・変更）届出書

年 月 日

香川県知事殿

届出者

住所

氏名 （法人にあっては、その
名称及び代表者氏名）

㊞

香川県生活環境の保全に関する条例第25条第1項（第26条第1項・第27条第1項）の規定により、汚水等排出施設について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※整理番号	
工場又は事業場の所在地		※受理年月日	年 月 日
汚水等排出施設の種類		※施設番号	
汚水等排出施設の構造	別紙1のとおり	※審査結果	
汚水等排出施設の使用の方法	別紙2のとおり	※備考	
汚水等の処理の方法	別紙3のとおり		

- 備考 1 汚水等排出施設の種類欄には、香川県生活環境の保全に関する条例施行規則別表第3に掲げる名称を記載すること。
- 2 ※印の欄には、記載しないこと。
- 3 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
- 4 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A列4番とすること。
- 5 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

別紙1

汚水等排出施設の構造

略

備考 1 設置届出の場合には工事の着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、工事の着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄にそれぞれ記載すること。

2 略

別紙1

汚水等排出施設の構造

略

備考 1 設置届出の場合には工事着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、工事着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄にそれぞれ記載すること。

2 略

別紙2

汚水等排出施設の使用の方法

工場又は事業場における施設番号					
汚水等排出施設の名称					
設 置 場 所					
使用状況	使用時間間隔及び1日当たりの使用時間				
	季節的変動				
汚水等排出施設の作業工程において使用する原材料（消耗資材を含む。）	種 類				
	使用 方法				
	1日当たりの使用量				
汚水等排出施設の使用時において当該汚水等排出施設から排出される汚水等の汚染状態	項 目	通常の数値	最大の数値	通常の数値	最大の数値
汚水等排出施設の使用時において当該汚水等排出施設から排出される汚水等の量 (m ³ /日)		通常の数値	最大の数値	通常の数値	最大の数値
参 考 事 項					

- 備考 1 汚水等排出施設の使用時において当該汚水等排出施設から排出される汚水等の汚染状態の欄は、当該汚水等排出工場等の排水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。
- 2 汚水等排出施設を含む操業の系統の概要図を添付すること。

別紙2

汚水等排出施設の使用の方法

工場又は事業場の施設番号					
汚水等排出施設の名称					
使用状況	使用時間間隔及び1日当たりの使用時間				
	季節的変動				
汚水等排出施設の作業工程において使用する原材料（消耗資材を含む。）	種 類				
	使用 方法				
	1日当たりの使用量				
汚水等排出施設の使用時において当該汚水等排出施設から排出される汚水等の汚染状態	項 目	通常の数値	最大の数値	通常の数値	最大の数値
汚水等排出施設の使用時において当該汚水等排出施設から排出される汚水等の量 (m ³ /日)					
参 考 事 項					

- 備考 1 汚水等排出施設の使用時において当該汚水等排出施設から排出される汚水等の汚染状態の欄は、当該汚水等排出工場等の排水に係る排水基準に定められた事項に限り記載すること。
- 2 汚水等排出施設を含む操業の系統の概要図を添付すること。

別紙3

表

略

裏

略

- 備考 1 汚水等の処理施設の設置の場合には工事の着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、変更の場合には設置年月日、工事の着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、設置及び変更がない場合には設置年月日の欄にそれぞれ記載すること。
- 2 汚水等の処理施設の使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚染状態の欄は、当該汚水等排出工場等の排水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。
- 3 略

別紙3

表

略

裏

略

- 備考 1 汚水等の処理施設の設置届出の場合には工事の着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、工事の着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄にそれぞれ記載すること。
- 2 汚水等の処理施設の使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚染状態の欄は、当該汚水等排出工場等の排水に係る排水基準に定められた事項に限り記載すること。
- 3 略

別紙4

排水の汚染状態及び量

工場又は事業場における施設番号						
排水の汚染状態	項目	通常値	最大値	通常値	最大値	
	排水の量 (m ³ /日)		通常量	最大量	通常量	最大量
参考事項						

備考 排水の汚染状態の欄は、当該汚水等排出工場等の排水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。

別紙5

用水及び排水の系統

用水及び排水の系統			
用途別用水使用量	用 途	使 用 水	用 水 使 用 量 (m ³ /日)

第8号様式 (第26条関係)
略

第8号様式 (第23条関係)
略

第9号様式（第28条関係）

水質特定施設設置（使用・変更）届出書

年 月 日

香川県知事殿

届出者

住所

氏名 （法人にあつては、その
名称及び代表者氏名）

印

香川県生活環境の保全に関する条例第35条（第36条・第37条）の規定により、水質特定施設について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※整理番号	
工場又は事業場の所在地		※受理年月日	年 月 日
水質特定施設の種別		※施設番号	
水質特定施設の構造	別紙1のとおり	※審査結果	
水質特定施設の使用の方法	別紙2のとおり	※備考	
汚水等の処理の方法	別紙3のとおり		
水質排出水の汚染状態及び量	別紙4のとおり		
用水及び排水の系統	別紙5のとおり		

- 備考 1 水質特定施設の種類の欄には、香川県生活環境の保全に関する条例施行規則別表第4に掲げる項番号及び名称を記載すること。
- 2 ※印の欄には、記載しないこと。
- 3 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
- 4 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A列4番とすること。
- 5 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

別紙1

水質特定施設の構造

工場又は事業場における施設番号		
名称及び型式		
設置年月日	年月日	年月日
工事の着手予定年月日	年月日	年月日
使用開始予定年月日	年月日	年月日
能力		
参考事項		

- 備考 1 設置届出の場合には工事の着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、工事の着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄にそれぞれ記載すること。
- 2 水質特定施設の構造及び主要寸法を記載した概要図並びに水質特定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置図を添付すること。

別紙2

水質特定施設の使用の方法

工場又は事業場における施設番号					
水質特定施設の名称					
設置場所					
使用状況	使用時間間隔及び1日当たりの使用時間				
	季節的変動				
水質特定施設の作業工程において使用する原材料（消耗資材を含む。）	種類				
	使用方法				
	1日当たりの使用量				
水質特定施設の使用時において当該水質特定施設から排出される汚水等の汚染状態	項目	通常の数値	最大の数値	通常の数値	最大の数値
水質特定施設の使用時において当該水質特定施設から排出される汚水等の量 (m ³ /日)	通常の数値	最大の数値	通常の数値	最大の数値	
参考事項					

- 備考 1 水質特定施設の使用時において当該水質特定施設から排出される汚水等の汚染状態の欄は、当該水質特定事業場の水質排水に係る水質排水基準に定められた事項について記載すること。
- 2 水質特定施設を含む操業の系統の概要図を添付すること。

別紙3

表
汚水等の処理の方法

汚水等の処理施設の工場又は事業場における施設番号					
汚水等の処理施設	設 置 年 月 日	年 月 日			
	工 事 の 着 手 予 定 年 月 日	年 月 日			
	使 用 開 始 予 定 年 月 日	年 月 日			
	種 類 、 名 称 及 び 型 式				
	処 理 能 力				
	汚 水 等 の 処 理 の 方 式				
汚 水 等 の 処 理 の 系 統					
汚水等の集水及び汚水等の処理施設までの導水の方法					
汚水等の処理施設の使用状況	使用時間間隔及び1日当たりの使用時間				
	季節的変動				
汚水等の処理施設において中和、凝集、酸化その他の反応の用に供する消耗資材	資 材 名				
	用 途				
	1日当たりの使用量				
汚水等の処理施設の使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚染状態	項 目	処 理 前		処 理 後	
		通常値	最大の値	通常値	最大の値

裏

汚水等の処理施設の使用時における当該汚水等の量 (m ³ /日)		処 理 前		処 理 後	
		通常 の 量	最大 の 量	通常 の 量	最大 の 量
汚水等の処理 によって生ず る残さ	種 類				
	生成量 (月間)				
	処理方法の概要				
水質 排 出 水 の 排 出 の 方 法					
参 考 事 項					

- 備考 1 汚水等の処理施設の設置の場合には工事の着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、変更の場合には設置年月日、工事の着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、設置及び変更がない場合には設置年月日の欄にそれぞれ記載すること。
- 2 汚水等の処理施設の使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚染状態の欄は、当該水質特定事業場の水質排水に係る水質排水基準に定められた事項について記載すること。
- 3 汚水等の処理施設の構造と主要寸法を記載した概要図及び汚水等の処理施設の設置場所を記載した図面並びに排水口の位置及び排出先を記載した図面を添付すること。

別紙4

水質排出水の汚染状態及び量

工場又は事業場における施設番号						
水質排出水の汚染状態	項目	通常の値	最大の値	通常の値	最大の値	
	水質排出水の量 (m ³ /日)		通常の量	最大の量	通常の量	最大の量
参 考 事 項						

備考 水質排出水の汚染状態の欄は、当該水質特定事業場の水質排出水に係る水質排水基準に定められた事項について記載すること。

別紙5

用水及び排水の系統

<p>用水及び排水の系統</p>			
<p>用途別用水使用量</p>	<p>用 途</p>	<p>使 用 水</p>	<p>用 水 使 用 量 (m³/日)</p>

第10号様式 (第35条関係)

汚 染 発 見 届 出 書

年 月 日

香川県知事殿

届出者

住所

氏名(法人にあつては、その
名称及び代表者氏名) ㊤

特定有害物質による汚染を発見したので、香川県生活環境の保全に関する条例第47条の規定により、次のとおり届け出ます。

略

備考 略

第11号様式 (第38条関係)

土壤汚染関係施設設置 (使用・変更) 届出書

年 月 日

香川県知事殿

届出者

住所

氏名(法人にあつては、その
名称及び代表者氏名) ㊤

香川県生活環境の保全に関する条例第49条第1項 (第50条第1項・第51条第1項)の規定により、土壤汚染関係施設について、次のとおり届け出ます。

略

備考 1 土壤汚染関係施設の種類の欄には、香川県生活環境の保全に関する条例施行規則別表第16に掲げる名称を記載すること。

2～5 略

別紙
略

第9号様式 (第30条関係)

汚 染 発 見 届 出 書

年 月 日

香川県知事殿

届出者

住所

氏名(法人にあつては、その
名称及び代表者氏名) ㊤

特定有害物質による汚染を発見したので、香川県生活環境の保全に関する条例第41条の規定により、次のとおり届け出ます。

略

備考 略

第10号様式 (第33条関係)

土壤汚染関係施設設置 (使用・変更) 届出書

年 月 日

香川県知事殿

届出者

住所

氏名(法人にあつては、その
名称及び代表者氏名) ㊤

香川県生活環境の保全に関する条例第43条第1項 (第44条第1項・第45条第1項)の規定により、土壤汚染関係施設について、次のとおり届け出ます。

略

備考 1 土壤汚染関係施設の種類の欄には、香川県生活環境の保全に関する条例施行規則別表第15に掲げる名称を記載すること。

2～5 略

別紙
略

第12号様式 (第40条関係)

土 壌 汚 染 調 査 結 果 報 告 書

年 月 日

香川県知事殿

報告者

住所

氏名 (法人にあっては、その
名称及び代表者氏名) ㊟

香川県生活環境の保全に関する条例第53条第1項の規定による調査を行ったので、次のとおり報告します。

略

備考 略

第13号様式 (第46条関係)

確 認 申 請 書

年 月 日

香川県知事殿

申請者

住所

氏名 (法人にあっては、その
名称及び代表者氏名) ㊟

香川県生活環境の保全に関する条例第53条第1項ただし書の確認を受けたいので、次のとおり申請します。

略

備考 略

第11号様式 (第35条関係)

土 壌 汚 染 調 査 結 果 報 告 書

年 月 日

香川県知事殿

報告者

住所

氏名 (法人にあっては、その
名称及び代表者氏名) ㊟

香川県生活環境の保全に関する条例第47条第1項の規定による調査を行ったので、次のとおり報告します。

略

備考 略

第12号様式 (第41条関係)

確 認 申 請 書

年 月 日

香川県知事殿

申請者

住所

氏名 (法人にあっては、その
名称及び代表者氏名) ㊟

香川県生活環境の保全に関する条例第47条第1項ただし書の確認を受けたいので、次のとおり申請します。

略

備考 略

第14号様式 (第46条関係)

土地利用方法変更届出書

年 月 日

香川県知事殿

届出者

住所

氏名 (法人にあっては、その
名称及び代表者氏名) ㊦

土地の利用の方法を変更したいので、香川県生活環境の保全に関する条例施行規則第46条第4項の規定により、次のとおり届け出ます。

略

備考 略

第15号様式 (第46条関係)

土地所有者等の地位の承継届出書

年 月 日

香川県知事殿

届出者

住所

氏名 (法人にあっては、その
名称及び代表者氏名) ㊦

土地の所有者等の地位を承継したので、香川県生活環境の保全に関する条例施行規則第46条第7項の規定により、次のとおり届け出ます。

略

備考 略

第13号様式 (第41条関係)

土地利用方法変更届出書

年 月 日

香川県知事殿

届出者

住所

氏名 (法人にあっては、その
名称及び代表者氏名) ㊦

土地の利用の方法を変更したいので、香川県生活環境の保全に関する条例施行規則第41条第4項の規定により、次のとおり届け出ます。

略

備考 略

第14号様式 (第41条関係)

土地所有者等の地位の承継届出書

年 月 日

香川県知事殿

届出者

住所

氏名 (法人にあっては、その
名称及び代表者氏名) ㊦

土地の所有者等の地位を承継したので、香川県生活環境の保全に関する条例施行規則第41条第7項の規定により、次のとおり届け出ます。

略

備考 略

第16号様式 (第48条関係)

汚染原因調査結果報告書

年 月 日

香川県知事殿

報告者

住所

氏名 (法人にあつては、その
名称及び代表者氏名) ㊟

香川県生活環境の保全に関する条例第54条第1項 (第54条第2項) の規定により、汚染の原因について調査を行ったので、次のとおり報告します。

略

備考 略

第17号様式 (第49条関係)

汚染拡大防止計画書

年 月 日

香川県知事殿

提出者

住所

氏名 (法人にあつては、その
名称及び代表者氏名) ㊟

香川県生活環境の保全に関する条例第56条第1項の規定により、汚染の拡大を防止するための計画を作成したので、次のとおり提出します。

略

備考 略

第15号様式 (第43条関係)

汚染原因調査結果報告書

年 月 日

香川県知事殿

報告者

住所

氏名 (法人にあつては、その
名称及び代表者氏名) ㊟

香川県生活環境の保全に関する条例第48条第1項 (第48条第2項) の規定により、汚染の原因について調査を行ったので、次のとおり報告します。

略

備考 略

第16号様式 (第44条関係)

汚染拡大防止計画書

年 月 日

香川県知事殿

提出者

住所

氏名 (法人にあつては、その
名称及び代表者氏名) ㊟

香川県生活環境の保全に関する条例第50条第1項の規定により、汚染の拡大を防止するための計画を作成したので、次のとおり提出します。

略

備考 略

第18号様式（第50条関係）

汚染拡大防止措置完了報告書

年 月 日

香川県知事殿

報告者

住所

氏名 （法人にあつては、その
名称及び代表者氏名）

㊞

汚染拡大防止計画に記載した措置が完了したので、香川県生活環境の保全に関する条例第56条第2項の規定により、次のとおり報告します。

略

備考 略

第17号様式（第45条関係）

汚染拡大防止措置完了報告書

年 月 日

香川県知事殿

報告者

住所

氏名 （法人にあつては、その
名称及び代表者氏名）

㊞

汚染拡大防止計画に記載した措置が完了したので、香川県生活環境の保全に関する条例第50条第2項の規定により、次のとおり報告します。

略

備考 略

第19号様式（第51条関係）

揚水施設設置（使用・変更）届出書

年 月 日

香川県知事殿

届出者

住所

氏名（法人にあつては、その
名称及び代表者氏名）

㊤

香川県生活環境の保全に関する条例第60条第1項（第61条第1項・第62条第1項）の規定により、揚水施設について、次のとおり届け出ます。

揚水施設の設置の場所		※ 整 理 番 号	
揚水施設のストレナーの位置（地表面下m）		※ 受 理 年 月 日	年 月 日
揚水機の吐出口の断面積（cm ² ）		※ 施 設 番 号	
揚 水 機 の 型 式	別紙のとおり	※ 審 査 結 果	
揚水機の原動機の出カ	別紙のとおり	※ 備 考	
採取する地下水の用途	別紙のとおり		

- 備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。
 2 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
 3 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A列4番とすること。
 4 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

別紙

設置の場所における施設番号			
使用開始予定年月日		年 月 日	年 月 日
揚水機の型式			
原動機の出力	定格出力 (KW)		
	揚水能力 (m ³ /h)		
採取する地	用途及び用途別使用量 (m ³ /日)		
下水の用途状況	揚	1日の揚水時間	
	水	1日の揚水量 (m ³)	
	状	1月の揚水日数	
	況	季節的変動	

- 備考
- 1 使用開始予定年月日の欄には、設置届出の場合には使用開始予定年月日を、使用届出の場合には使用開始年月日を、変更届出の場合には変更使用開始予定年月日を記載すること。
 - 2 用途別使用量の合計は、1日の揚水量と一致すること。
 - 3 揚水施設の設置の場所を示す図面、配置図及び構造図（構造及び主要寸法（井戸の構造及び主要寸法並びに静止水位及び揚水水位を含む。）等を記載したもの）を添付すること。

第20号様式（第52条関係）

騒音発生施設設置（使用・変更）届出書

年 月 日

香川県知事殿

届出者

住所

氏名 （法人にあつては、その
名称及び代表者氏名） ㊟

香川県生活環境の保全に関する条例第66条第1項（第67条第1項・第68条第1項）の規定により、騒音発生施設について、次のとおり届け出ます。

略

備考 略

第21号様式（第54条関係）

騒音発生施設（振動発生施設）使用全廃届出書

年 月 日

香川県知事殿

届出者

住所

氏名 （法人にあつては、その
名称及び代表者氏名） ㊟

騒音発生施設（振動発生施設）のすべての使用を廃止したので、香川県生活環境の保全に関する条例第70条（第84条において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり届け出ます。

略

備考 略

第18号様式（第46条関係）

騒音発生施設設置（使用・変更）届出書

年 月 日

香川県知事殿

届出者

住所

氏名 （法人にあつては、その
名称及び代表者氏名） ㊟

香川県生活環境の保全に関する条例第56条第1項（第57条第1項・第58条第1項）の規定により、騒音発生施設について、次のとおり届け出ます。

略

備考 略

第19号様式（第48条関係）

騒音発生施設（振動発生施設）使用全廃届出書

年 月 日

香川県知事殿

届出者

住所

氏名 （法人にあつては、その
名称及び代表者氏名） ㊟

騒音発生施設（振動発生施設）のすべての使用を廃止したので、香川県生活環境の保全に関する条例第60条（第74条において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり届け出ます。

略

備考 略

第22号様式 (第55条関係)

特定建設作業実施届出書

年 月 日

香川県知事殿

届出者

住所

氏名 (法人にあつては、その
名称及び代表者氏名)

印

特定建設作業を実施するので、香川県生活環境の保全に関する条例第74条第1項 (第74条第2項) の規定により、次のとおり届け出ます。

略

備考 略

第23号様式 (第57条関係)

振動発生施設設置 (使用・変更) 届出書

年 月 日

香川県知事殿

届出者

住所

氏名 (法人にあつては、その
名称及び代表者氏名)

印

香川県生活環境の保全に関する条例第78条第1項 (第79条第1項・第80条第1項) の規定により、振動発生施設について、次のとおり届け出ます。

略

備考 略

第20号様式 (第49条関係)

特定建設作業実施届出書

年 月 日

香川県知事殿

届出者

住所

氏名 (法人にあつては、その
名称及び代表者氏名)

印

特定建設作業を実施するので、香川県生活環境の保全に関する条例第64条第1項 (第64条第2項) の規定により、次のとおり届け出ます。

略

備考 略

第21号様式 (第51条関係)

振動発生施設設置 (使用・変更) 届出書

年 月 日

香川県知事殿

届出者

住所

氏名 (法人にあつては、その
名称及び代表者氏名)

印

香川県生活環境の保全に関する条例第68条第1項 (第69条第1項・第70条第1項) の規定により、振動発生施設について、次のとおり届け出ます。

略

備考 略

第24号様式 (第61条関係)

化学物質適正管理計画書

年 月 日

香川県知事殿

提出者

住所

氏名(法人にあつては、その
名称及び代表者氏名) ㊟

香川県生活環境の保全に関する条例第86条第1項の規定により、化学物質適正管理計画を作成したので、次のとおり提出します。

略

備考 略

第25号様式 (第61条関係)

化学物質適正管理計画変更届出書

年 月 日

香川県知事殿

届出者

住所

氏名(法人にあつては、その
名称及び代表者氏名) ㊟

化学物質適正管理計画を変更したので、香川県生活環境の保全に関する条例第86条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

略

備考 略

第22号様式 (第55条関係)

化学物質適正管理計画書

年 月 日

香川県知事殿

提出者

住所

氏名(法人にあつては、その
名称及び代表者氏名) ㊟

香川県生活環境の保全に関する条例第76条第1項の規定により、化学物質適正管理計画を作成したので、次のとおり提出します。

略

備考 略

第23号様式 (第55条関係)

化学物質適正管理計画変更届出書

年 月 日

香川県知事殿

届出者

住所

氏名(法人にあつては、その
名称及び代表者氏名) ㊟

化学物質適正管理計画を変更したので、香川県生活環境の保全に関する条例第76条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

略

備考 略

第26号様式（第64条関係）

地球温暖化対策計画書

年 月 日

香川県知事殿

提出者

住所

氏名 (法人にあっては、その名称及び代表者氏名) ㊦

香川県生活環境の保全に関する条例第91条第1項の規定により、地球温暖化対策計画を作成したので、次のとおり提出します。

略	
事業者の種類	<input type="checkbox"/> 香川県生活環境の保全に関する条例施行規則第63条第1号に該当する事業者 <input type="checkbox"/> 香川県生活環境の保全に関する条例施行規則第63条第2号に該当する事業者
略	

備考 略

第27号様式（第64条関係）

地球温暖化対策計画変更届出書

年 月 日

香川県知事殿

届出者

住所

氏名 (法人にあっては、その名称及び代表者氏名) ㊦

地球温暖化対策計画を変更したので、香川県生活環境の保全に関する条例第91条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

略

備考 略

第24号様式（第58条関係）

地球温暖化対策計画書

年 月 日

香川県知事殿

提出者

住所

氏名 (法人にあっては、その名称及び代表者氏名) ㊦

香川県生活環境の保全に関する条例第81条第1項の規定により、地球温暖化対策計画を作成したので、次のとおり提出します。

略	
事業者の種類	<input type="checkbox"/> 香川県生活環境の保全に関する条例施行規則第57条第1号に該当する事業者 <input type="checkbox"/> 香川県生活環境の保全に関する条例施行規則第57条第2号に該当する事業者
略	

備考 略

第25号様式（第58条関係）

地球温暖化対策計画変更届出書

年 月 日

香川県知事殿

届出者

住所

氏名 (法人にあっては、その名称及び代表者氏名) ㊦

地球温暖化対策計画を変更したので、香川県生活環境の保全に関する条例第81条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

略

備考 略

第28号様式（第64条関係）

地球温暖化対策実施状況報告書

年 月 日

香川県知事殿

報告者

住所

氏名 （法人にあっては、その
名称及び代表者氏名） ㊦

香川県生活環境の保全に関する条例第91条第5項の規定により、地球温暖化対策計画に記載した事項の実施状況について、次のとおり報告します。

略	
事業者の種類	<input type="checkbox"/> 香川県生活環境の保全に関する条例施行規則第63条第1号に該当する事業者 <input type="checkbox"/> 香川県生活環境の保全に関する条例施行規則第63条第2号に該当する事業者
略	

備考 略

第29号様式（第68条関係）

省エネ性能説明推進員選任（変更）届出書

年 月 日

香川県知事殿

届出者

住所

氏名 （法人にあっては、その
名称及び代表者氏名） ㊦

香川県生活環境の保全に関する条例第94条第2項（第94条第3項）の規定により、省エネ性能説明推進員を選任（変更）したので、次のとおり届け出ます。

略

備考 略

第26号様式（第58条関係）

地球温暖化対策実施状況報告書

年 月 日

香川県知事殿

報告者

住所

氏名 （法人にあっては、その
名称及び代表者氏名） ㊦

香川県生活環境の保全に関する条例第81条第5項の規定により、地球温暖化対策計画に記載した事項の実施状況について、次のとおり報告します。

略	
事業者の種類	<input type="checkbox"/> 香川県生活環境の保全に関する条例施行規則第57条第1号に該当する事業者 <input type="checkbox"/> 香川県生活環境の保全に関する条例施行規則第57条第2号に該当する事業者
略	

備考 略

第27号様式（第62条関係）

省エネ性能説明推進員選任（変更）届出書

年 月 日

香川県知事殿

届出者

住所

氏名 （法人にあっては、その
名称及び代表者氏名） ㊦

香川県生活環境の保全に関する条例第84条第2項（第84条第3項）の規定により、省エネ性能説明推進員を選任（変更）したので、次のとおり届け出ます。

略

備考 略

第30号様式（第73条関係）

自動車環境情報説明推進員選任（変更）届出書

年 月 日

香川県知事殿

届出者

住所

氏名 （法人にあつては、その
名称及び代表者氏名） ㊟

香川県生活環境の保全に関する条例第102条第2項（第102条第3項）の規定により、
自動車環境情報説明推進員を選任（変更）したので、次のとおり届け出ます。

略

備考 略

第31号様式（第75条関係）

自動車排出ガス対策計画書

年 月 日

香川県知事殿

提出者

住所

氏名 （法人にあつては、その
名称及び代表者氏名） ㊟

香川県生活環境の保全に関する条例第103条第1項の規定により、自動車排出ガス対
策計画を作成したので提出します。

略

備考 略

第28号様式（第67条関係）

自動車環境情報説明推進員選任（変更）届出書

年 月 日

香川県知事殿

届出者

住所

氏名 （法人にあつては、その
名称及び代表者氏名） ㊟

香川県生活環境の保全に関する条例第92条第2項（第92条第3項）の規定により、自動
車環境情報説明推進員を選任（変更）したので、次のとおり届け出ます。

略

備考 略

第29号様式（第69条関係）

自動車排出ガス対策計画書

年 月 日

香川県知事殿

提出者

住所

氏名 （法人にあつては、その
名称及び代表者氏名） ㊟

香川県生活環境の保全に関する条例第93条第1項の規定により、自動車排出ガス対策
計画を作成したので提出します。

略

備考 略

第32号様式（第75条関係）

自動車排出ガス対策計画変更届出書

年 月 日

香川県知事殿

届出者

住所

氏名 （法人にあっては、その
名称及び代表者氏名） ㊟

自動車排出ガス対策計画の内容を変更したので、香川県生活環境の保全に関する条例第103条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

略

備考 略

第33号様式（第75条関係）

自動車排出ガス対策実施措置報告書

年 月 日

香川県知事殿

報告者

住所

氏名 （法人にあっては、その
名称及び代表者氏名） ㊟

香川県生活環境の保全に関する条例第103条第5項の規定により、自動車排出ガス対策計画に基づいて実施した措置について、次のとおり報告します。

略

備考 略

第30号様式（第69条関係）

自動車排出ガス対策計画変更届出書

年 月 日

香川県知事殿

届出者

住所

氏名 （法人にあっては、その
名称及び代表者氏名） ㊟

自動車排出ガス対策計画の内容を変更したので、香川県生活環境の保全に関する条例第93条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

略

備考 略

第31号様式（第69条関係）

自動車排出ガス対策実施措置報告書

年 月 日

香川県知事殿

報告者

住所

氏名 （法人にあっては、その
名称及び代表者氏名） ㊟

香川県生活環境の保全に関する条例第93条第5項の規定により、自動車排出ガス対策計画に基づいて実施した措置について、次のとおり報告します。

略

備考 略

第34号様式 (第82条関係)

公害防止責任者設置 (変更) 届出書

年 月 日

香川県知事殿

届出者

住所

氏名 (法人にあっては、その
名称及び代表者氏名) ㊤

香川県生活環境の保全に関する条例第119条第2項の規定により、次のとおり届け出
ます。

略

備考 略

第32号様式 (第76条関係)

公害防止責任者設置 (変更) 届出書

年 月 日

香川県知事殿

届出者

住所

氏名 (法人にあっては、その
名称及び代表者氏名) ㊤

香川県生活環境の保全に関する条例第105条第2項の規定により、次のとおり届け出
ます。

略

備考 略

第35号様式 (第83条関係)

表

12センチメートル	
第 号	
香川県生活環境の保全に関する条例第123条第2項の規定による身分証明書	
職名及び氏名	
年 月 日生	
年 月 日発行	
香川県知事	印

裏

香川県生活環境の保全に関する条例 (抜粋)

第123条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、次に掲げる場所に立ち入り、施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

- (1) 特定工場等
- (2) 特定有害物質取扱事業場
- (3) 貯油事業場
- (4) 土壌汚染関係施設に係る工場又は事業場
- (5) 使用が廃止された土壌汚染関係施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地
- (6) 揚水施設を設置している場所
- (7) 特定建設作業を伴う建設工事を施工する者の当該建設工事の場所
- (8) 前条第8号から第15号までに規定する者の工場又は事業場
- (9) 屋外においてばい煙等を発生するゴム等を燃焼させたと認められる場所
- (10) 屋外において又は屋外に向けて、投光器を特定の対象物を照射する目的以外の目的で使用したと認められる場所

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第136条 次の各号のいずれかに該当する者は、3万円以下の罰金に処する。

- (3) 第123条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第33号様式 (第77条関係)

表

12センチメートル	
第 号	
香川県生活環境の保全に関する条例第109条第2項の規定による身分証明書	
職名及び氏名	
年 月 日生	
年 月 日発行	
香川県知事	印

裏

香川県生活環境の保全に関する条例 (抜粋)

第109条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、次に掲げる場所に立ち入り、施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

- (1) 特定工場等
- (2) 特定有害物質取扱事業場
- (3) 貯油事業場
- (4) 土壌汚染関係施設に係る工場又は事業場
- (5) 使用が廃止された土壌汚染関係施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地
- (6) 特定建設作業を伴う建設工事を施工する者の当該建設工事の場所
- (7) 前条第7号から第14号までに規定する者の工場又は事業場
- (8) 屋外においてばい煙等を発生するゴム等を燃焼させたと認められる場所
- (9) 屋外において又は屋外に向けて、投光器を特定の対象物を照射する目的以外の目的で使用したと認められる場所

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第121条 次の各号のいずれかに該当する者は、3万円以下の罰金に処する。

- (3) 第109条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第36号様式（第85条関係）

略

第34号様式（第79条関係）

略

第2

改正後

改正前

目次

- 第1章 略
 - 第2章 公害の防止等に関する規制（第13条—第62条）
 - 第3章 地球温暖化対策（第63条—第69条）
 - 第4章 自動車等の排出ガス対策（第70条—第76条）
 - 第5章 その他の生活環境への負荷の低減（第77条—第81条）
 - 第6章 雑則（第82条—第87条）
- 附則

目次

- 第1章 略
 - 第2章 公害の防止等に関する規制（第13条—第61条）
 - 第3章 地球温暖化対策（第62条—第68条）
 - 第4章 自動車等の排出ガス対策（第69条—第75条）
 - 第5章 その他の生活環境への負荷の低減（第76条—第80条）
 - 第6章 雑則（第81条—第86条）
- 附則

第2章 公害の防止等に関する規制

第2章 公害の防止等に関する規制

（氏名の変更等の届出）

第16条 条例第11条（条例第22条、第34条及び第66条において準用する場合を含む。）の規定による届出は、条例第6条第1項第1号又は第2号に掲げる事項の変更に係る場合にあつては氏名（名称・住所・所在地）変更届出書（第2号様式）を、施設の使用の廃止に係る場合にあつては施設使用廃止届出書（第3号様式）により行わなければならない。

（氏名の変更等の届出）

第16条 条例第11条（条例第22条、第34条及び第63条において準用する場合を含む。）の規定による届出は、条例第6条第1項第1号又は第2号に掲げる事項の変更に係る場合にあつては氏名（名称・住所・所在地）変更届出書（第2号様式）を、施設の使用の廃止に係る場合にあつては施設使用廃止届出書（第3号様式）により行わなければならない。

（承継の届出）

第17条 条例第12条第3項（条例第22条、第34条、第40条、第55条、第66条及び第74条第3項（条例第87条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による届出は、承継届出書（第4号様式）により行わなければならない。

（承継の届出）

第17条 条例第12条第3項（条例第22条、第34条、第39条、第52条、第63条及び第71条第3項（条例第84条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による届出は、承継届出書（第4号様式）により行わなければならない。

（緊急時等）

第27条 略

（緊急時等）

第27条 略

（水質排水基準）

第28条 条例第35条第1項の水質排水基準は、別表第12の左欄に掲げる項目について同表の右欄に掲げるとおりとする。

(水質特定施設の設置等の届出)

第29条 条例第36条、第37条又は第38条の規定による届出は、水質特定施設設置(使用・変更)届出書(第9号様式)により行わなければならない。

2 条例第36条第8号の規則で定める事項は、当該水質特定事業場における用水及び排水の系統とする。

(氏名の変更等の届出)

第30条 条例第39条の規定による届出は、条例第36条第1号又は第2号に掲げる事項の変更に係る場合にあつては氏名(名称・住所・所在地)変更届出書(第2号様式)を、施設の使用の廃止に係る場合にあつては施設使用廃止届出書(第3号様式)により行わなければならない。

(特定有害物質)

第31条 条例第44条の規則で定める物質は、次に掲げる物質とする。

(1)～(25) 略

(特定有害物質の製造等を行う施設の構造に関する基準)

第32条 条例第45条の規則で定める構造に関する基準は、次のとおりとする。

(1)～(3) 略

(特定有害物質の取扱量等の記録)

第33条 条例第46条の規定による記録は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1)～(4) 略

(汚染の状況の調査)

第34条 条例第47条第2項及び第49条の規定による調査は、次の各号に掲げる特定有害物質の区分に応じ、当該各号に定める測定によるものとする。

(1) 第31条第6号から第11号まで、第14号、第16号から第18号まで及び第22号に掲げる特定有害物質(以下「第一種特定有害物質」という。)

土壌にあつては、土壌中の気体に含まれる特定有害物質の量の測定(以下「土壌ガス測定」という。)又は土壌に水を加えた場合に溶出する特定有害物質の量の測定(以下「土壌溶出量測定」という。)。この場

(水質特定施設の設置等の届出)

第28条 条例第35条、第36条又は第37条の規定による届出は、水質特定施設設置(使用・変更)届出書(第9号様式)により行わなければならない。

2 条例第35条第8号の規則で定める事項は、当該水質特定施設を設置する工場又は事業場における用水及び排水の系統とする。

(氏名の変更等の届出)

第29条 条例第38条の規定による届出は、条例第35条第1号又は第2号に掲げる事項の変更に係る場合にあつては氏名(名称・住所・所在地)変更届出書(第2号様式)を、施設の使用の廃止に係る場合にあつては施設使用廃止届出書(第3号様式)により行わなければならない。

(特定有害物質)

第30条 条例第41条の規則で定める物質は、次に掲げる物質とする。

(1)～(25) 略

(特定有害物質の製造等を行う施設の構造に関する基準)

第31条 条例第42条の規則で定める構造に関する基準は、次のとおりとする。

(1)～(3) 略

(特定有害物質の取扱量等の記録)

第32条 条例第43条の規定による記録は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1)～(4) 略

(汚染の状況の調査)

第33条 条例第44条第2項及び第46条の規定による調査は、次の各号に掲げる特定有害物質の区分に応じ、当該各号に定める測定によるものとする。

(1) 第30条第6号から第11号まで、第14号、第16号から第18号まで及び第22号に掲げる特定有害物質(以下「第一種特定有害物質」という。)

土壌にあつては、土壌中の気体に含まれる特定有害物質の量の測定(以下「土壌ガス測定」という。)又は土壌に水を加えた場合に溶出する特定有害物質の量の測定(以下「土壌溶出量測定」という。)。この場

合において、土壌ガス測定において特定有害物質が検出されたときは、さらに土壌溶出量測定を行うこと。地下水にあっては、地下水に含まれる特定有害物質の量の測定

(2) 第31条第1号、第2号、第4号、第12号、第13号、第19号から第21号まで及び第23号に掲げる特定有害物質（以下「第二種特定有害物質」という。） 土壌にあっては土壌溶出量測定及び土壌に含まれる特定有害物質の量の測定（以下「土壌含有量測定」という。）、地下水にあっては地下水に含まれる特定有害物質の量の測定

(3) 第31条第3号、第5号、第15号、第24号及び第25号に掲げる特定有害物質（以下「第三種特定有害物質」という。） 土壌にあっては土壌溶出量測定、地下水にあっては地下水に含まれる特定有害物質の量の測定

2～5 略

（土壌又は地下水の汚染に係る基準）

第35条 条例第50条及び第57条第1項から第3項までの規則で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

(1) 土壌に水を加えた場合に溶出する特定有害物質の量が別表第13の左欄に掲げる特定有害物質ごとに、同表の右欄に掲げる要件に該当すること。

(2) 土壌に含まれる特定有害物質の量が別表第14の左欄に掲げる特定有害物質ごとに、同表の右欄に掲げる要件に該当すること。

(3) 地下水に含まれる特定有害物質の量が別表第15の左欄に掲げる特定有害物質ごとに、同表の右欄に掲げる要件（以下「地下水基準」という。）に該当すること。

（土壌又は地下水の汚染発見時の届出）

第36条 条例第50条の規定による届出は、汚染発見届出書（第10号様式）により行わなければならない。

（地下水の水質の浄化に係る措置の勧告）

第37条 条例第51条第1項から第3項までの規定による勧告は、地下水の流動の状況等を勘案してその水質の浄化のための措置が必要と認められる地下水の範囲を定めて行うものとする。

合において、土壌ガス測定において特定有害物質が検出されたときは、さらに土壌溶出量測定を行うこと。地下水にあっては、地下水に含まれる特定有害物質の量の測定

(2) 第30条第1号、第2号、第4号、第12号、第13号、第19号から第21号まで及び第23号に掲げる特定有害物質（以下「第二種特定有害物質」という。） 土壌にあっては土壌溶出量測定及び土壌に含まれる特定有害物質の量の測定（以下「土壌含有量測定」という。）、地下水にあっては地下水に含まれる特定有害物質の量の測定

(3) 第30条第3号、第5号、第15号、第24号及び第25号に掲げる特定有害物質（以下「第三種特定有害物質」という。） 土壌にあっては土壌溶出量測定、地下水にあっては地下水に含まれる特定有害物質の量の測定

2～5 略

（土壌又は地下水の汚染に係る基準）

第34条 条例第47条及び第54条第1項から第3項までの規則で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

(1) 土壌に水を加えた場合に溶出する特定有害物質の量が別表第12の左欄に掲げる特定有害物質ごとに、同表の右欄に掲げる要件に該当すること。

(2) 土壌に含まれる特定有害物質の量が別表第13の左欄に掲げる特定有害物質ごとに、同表の右欄に掲げる要件に該当すること。

(3) 地下水に含まれる特定有害物質の量が別表第14の左欄に掲げる特定有害物質ごとに、同表の右欄に掲げる要件（以下「地下水基準」という。）に該当すること。

（土壌又は地下水の汚染発見時の届出）

第35条 条例第47条の規定による届出は、汚染発見届出書（第10号様式）により行わなければならない。

（地下水の水質の浄化に係る措置の勧告）

第36条 条例第48条第1項から第3項までの規定による勧告は、地下水の流動の状況等を勘案してその水質の浄化のための措置が必要と認められる地下水の範囲を定めて行うものとする。

2 条例第51条第1項又は第2項の必要な限度は、次の各号に掲げる地下水の利用等の状況の区分に応じて、当該各号に定める地点（以下「測定点」という。）において、地下水に含まれる特定有害物質の量については地下水基準に、地下水に含まれる油については別表第16の左欄に掲げる項目ごとに同表の右欄に掲げる基準（以下「油浄化基準」という。）に適合することとする。ただし、条例第51条第1項から第3項までの規定による勧告を2以上の者に対して行う場合は、当該勧告に係る地下水の測定点において地下水基準又は油浄化基準に適合することとなるように、それらの者による特定有害物質又は油の地下への浸透が当該地下水の汚染の原因となる場合の当該原因の程度に応じて定められる当該地下水に含まれる特定有害物質又は油の量の削減目標を達成することとする。

(1)～(4) 略

（土壌汚染関係施設）

第38条 条例第52条第1項の規則で定める施設は、別表第17の中欄に掲げる施設とする。

（土壌汚染関係施設の設置等の届出）

第39条 条例第52条第1項若しくは第53条第1項の規定による届出又は条例第54条第1項の規定による届出のうち条例第52条第1項第4号に掲げる事項の変更の届出は、土壌汚染関係施設設置（使用・変更）届出書（第11号様式）により行わなければならない。

2 条例第52条第2項（条例第53条第2項及び第54条第3項において準用する場合を含む。）の規則で定める書類は、次のとおりとする。

(1)・(2) 略

（土壌汚染関係施設の廃止等の届出）

第40条 条例第54条第1項の規定による届出のうち土壌汚染関係施設の使用の廃止の届出は、施設使用廃止届出書（第3号様式）により行わなければならない。

2 条例第54条第2項の規定による届出は、氏名（名称・住所・所在地）変更届出書（第2号様式）により行わなければならない。

（土壌汚染関係施設の廃止時の調査等）

第41条 条例第56条第1項の規定による調査（以下「土壌汚染調査」という。）

2 条例第48条第1項又は第2項の必要な限度は、次の各号に掲げる地下水の利用等の状況の区分に応じて、当該各号に定める地点（以下「測定点」という。）において、地下水に含まれる特定有害物質の量については地下水基準に、地下水に含まれる油については別表第15の左欄に掲げる項目ごとに同表の右欄に掲げる基準（以下「油浄化基準」という。）に適合することとする。ただし、条例第48条第1項から第3項までの規定による勧告を2以上の者に対して行う場合は、当該勧告に係る地下水の測定点において地下水基準又は油浄化基準に適合することとなるように、それらの者による特定有害物質又は油の地下への浸透が当該地下水の汚染の原因となる場合の当該原因の程度に応じて定められる当該地下水に含まれる特定有害物質又は油の量の削減目標を達成することとする。

(1)～(4) 略

（土壌汚染関係施設）

第37条 条例第49条第1項の規則で定める施設は、別表第16の中欄に掲げる施設とする。

（土壌汚染関係施設の設置等の届出）

第38条 条例第49条第1項若しくは第50条第1項の規定による届出又は条例第51条第1項の規定による届出のうち条例第49条第1項第4号に掲げる事項の変更の届出は、土壌汚染関係施設設置（使用・変更）届出書（第11号様式）により行わなければならない。

2 条例第49条第2項（条例第50条第2項及び第51条第3項において準用する場合を含む。）の規則で定める書類は、次のとおりとする。

(1)・(2) 略

（土壌汚染関係施設の廃止等の届出）

第39条 条例第51条第1項の規定による届出のうち土壌汚染関係施設の使用の廃止の届出は、施設使用廃止届出書（第3号様式）により行わなければならない。

2 条例第51条第2項の規定による届出は、氏名（名称・住所・所在地）変更届出書（第2号様式）により行わなければならない。

（土壌汚染関係施設の廃止時の調査等）

第40条 条例第53条第1項の規定による調査（以下「土壌汚染調査」という。）

の対象となる特定有害物質（以下「調査対象物質」という。）は、別表第17の中欄に掲げる土壤汚染関係施設ごとに、同表の右欄に掲げる特定有害物質とする。

- 2 土壤汚染調査は、次条から第46条までに定める方法により行うものとする。
- 3 条例第56条第1項の規定による報告は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日から起算して120日以内に、土壤汚染調査結果報告書（第12号様式）により行わなければならない。ただし、当該期間内に当該報告を行うことができない特別の事情があると認められるときは、知事は、当該報告を行うべき者からの申請により、その期限を延長することができる。
 - (1) 当該土壤汚染関係施設に係る工場又は事業場を設置していた者である場合（条例第56条第1項ただし書の確認（以下単に「確認」という。）を受けた場合を除く。） 当該土壤汚染関係施設の使用が廃止された日
 - (2) 条例第56条第2項の規定による通知を受けた者である場合（確認を受けた場合を除く。） 当該通知を受けた日
 - (3) 確認が第47条第5項の規定により取り消された場合 当該取消しの通知を受けた日

（調査対象地の土壤汚染のおそれの把握）

第42条 略

2 略

- (1) 当該土地が土壤汚染関係施設に係る工場又は事業場において事業の用に供されていない旨の情報その他の情報により、第35条第1号又は第2号の基準に適合しない汚染状態にある土壤（以下「汚染土壤」という。）が存在するおそれがないと認められる土地
- (2)・(3) 略

第43条 略

（試料採取等の実施）

第44条 略

2 略

- (1) 試料採取等区画の中心（第42条第1項の規定により調査実施者が把

の対象となる特定有害物質（以下「調査対象物質」という。）は、別表第16の中欄に掲げる土壤汚染関係施設ごとに、同表の右欄に掲げる特定有害物質とする。

- 2 土壤汚染調査は、次条から第45条までに定める方法により行うものとする。
- 3 条例第53条第1項の規定による報告は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日から起算して120日以内に、土壤汚染調査結果報告書（第12号様式）により行わなければならない。ただし、当該期間内に当該報告を行うことができない特別の事情があると認められるときは、知事は、当該報告を行うべき者からの申請により、その期限を延長することができる。
 - (1) 当該土壤汚染関係施設に係る工場又は事業場を設置していた者である場合（条例第53条第1項ただし書の確認（以下単に「確認」という。）を受けた場合を除く。） 当該土壤汚染関係施設の使用が廃止された日
 - (2) 条例第53条第2項の規定による通知を受けた者である場合（確認を受けた場合を除く。） 当該通知を受けた日
 - (3) 確認が第46条第5項の規定により取り消された場合 当該取消しの通知を受けた日

（調査対象地の土壤汚染のおそれの把握）

第41条 略

- 2 調査実施者は、前項の規定により把握した情報により、調査対象地を調査対象物質ごとに次に掲げる区分に分類するものとする。
 - (1) 当該土地が土壤汚染関係施設に係る工場又は事業場において事業の用に供されていない旨の情報その他の情報により、第34条第1号又は第2号の基準に適合しない汚染状態にある土壤（以下「汚染土壤」という。）が存在するおそれがないと認められる土地
 - (2)・(3) 略

第42条 略

（試料採取等の実施）

第43条 略

- 2 土壤ガス調査の方法は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 試料採取等区画の中心（第41条第1項の規定により調査実施者が把

握した情報により、当該試料採取等区画において汚染土壌が存在するおそれが多いと認められる部分がある場合にあっては、当該部分における任意の地点。以下「試料採取地点」という。)において、土壌中の気体(当該試料採取地点における土壌中の気体の採取が困難であると認められる場合にあっては、地下水)を、第34条第2項に規定する方法により採取すること。

(2) 前号の規定により採取した気体又は地下水に含まれる調査対象物質の量を、気体にあっては第34条第2項に規定する方法、地下水にあっては同条第5項に規定する方法により測定すること。

3 略

(1)～(3) 略

(4) 第2号(前号に規定する場合は、同号)の規定により混合された土壌に水を加えた検液に溶出する調査対象物質の量を、第34条第3項に規定する方法により測定すること。

4 略

(1) 略

(2) 前号の規定により混合された土壌に含まれる調査対象物質の量を、第34条第4項に規定する方法により測定すること。

5 略

(30メートル格子内の汚染範囲の確定のための試料採取等)

第45条 調査実施者は、第43条第3項第2号アの規定により試料採取等の対象とされた試料採取等区画に係る土壌ガス調査において気体から調査対象物質が検出されたとき、又は地下水から検出された調査対象物質が地下水基準に適合しなかったときは、当該30メートル格子内にある単位区画(単位区画すべての区域が第42条第2項第1号に掲げる土地に分類される場合を除く。)であって試料採取等区域でないものにおいて、土壌ガス調査を行うものとする。

2 調査実施者は、第43条第3項第2号イの規定により試料採取等の対象とされた試料採取等区画に係る土壌溶出量調査又は土壌含有量調査において、当該土壌溶出量調査又は土壌含有量調査に係る土壌の特定有害物質による汚染状態が第35条第1号又は第2号の基準に適合しなかったときは、当該30メートル格子内にある一部対象区画において、土壌溶出量調査又は土壌含有量調査を行うものとする。

3 略

握した情報により、当該試料採取等区画において汚染土壌が存在するおそれが多いと認められる部分がある場合にあっては、当該部分における任意の地点。以下「試料採取地点」という。)において、土壌中の気体(当該試料採取地点における土壌中の気体の採取が困難であると認められる場合にあっては、地下水)を、第33条第2項に規定する方法により採取すること。

(2) 前号の規定により採取した気体又は地下水に含まれる調査対象物質の量を、気体にあっては第33条第2項に規定する方法、地下水にあっては同条第5項に規定する方法により測定すること。

3 土壌溶出量調査の方法は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(3) 略

(4) 第2号(前号に規定する場合は、同号)の規定により混合された土壌に水を加えた検液に溶出する調査対象物質の量を、第33条第3項に規定する方法により測定すること。

4 土壌含有量調査の方法は、次に掲げるとおりとする。

(1) 略

(2) 前号の規定により混合された土壌に含まれる調査対象物質の量を、第33条第4項に規定する方法により測定すること。

5 略

(30メートル格子内の汚染範囲の確定のための試料採取等)

第44条 調査実施者は、第42条第3項第2号アの規定により試料採取等の対象とされた試料採取等区画に係る土壌ガス調査において気体から調査対象物質が検出されたとき、又は地下水から検出された調査対象物質が地下水基準に適合しなかったときは、当該30メートル格子内にある単位区画(単位区画すべての区域が第41条第2項第1号に掲げる土地に分類される場合を除く。)であって試料採取等区域でないものにおいて、土壌ガス調査を行うものとする。

2 調査実施者は、第42条第3項第2号イの規定により試料採取等の対象とされた試料採取等区画に係る土壌溶出量調査又は土壌含有量調査において、当該土壌溶出量調査又は土壌含有量調査に係る土壌の特定有害物質による汚染状態が第34条第1号又は第2号の基準に適合しなかったときは、当該30メートル格子内にある一部対象区画において、土壌溶出量調査又は土壌含有量調査を行うものとする。

3 略

(土壌ガス調査等の結果に伴う試料採取等)

第46条 略

2 略

(1) 略

(2) 前号の規定により採取されたそれぞれの土壌に水を加えた検液に溶出する調査対象物質の量を、第34条第3項に規定する方法により測定すること。

第47条 略

(土壌汚染関係施設の廃止等の通知)

第48条 条例第56条第2項の規定による通知は、土壌汚染関係施設の使用が廃止された際の土地の所有者等（当該土地の所有者等から土地に関する権利を譲り受けた者その他の新たに土地の所有者等となった者が同条第1項の調査を行うことについて、当該土地の所有者等及び当該新たに土地の所有者等となった者が合意している場合にあっては、当該新たに土地の所有者等となった者）に対して行うものとする。

2 条例第56条第2項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1)・(2) 略

(3) 条例第56条第1項の規定による報告を行うべき期限

(汚染原因の調査等)

第49条 条例第57条第1項及び第2項に規定する調査は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1)～(7) 略

2 条例第57条第1項及び第2項の規定による報告は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める日から起算して30日以内に、汚染原因調査結果報告書（第16号様式）により行わなければならない。

(1) 条例第50条の規定による届出を行った者 当該届出を行った日

(2) 条例第56条第1項の規定による調査を行った者 条例第56条第1項の規定による報告を行った日

(3) 条例第57条第3項の規定による通知を受けた者 当該通知を受けた日

(土壌ガス調査等の結果に伴う試料採取等)

第45条 略

2 前項の試料採取等の方法は、次に掲げるとおりとする。

(1) 略

(2) 前号の規定により採取されたそれぞれの土壌に水を加えた検液に溶出する調査対象物質の量を、第33条第3項に規定する方法により測定すること。

第46条 略

(土壌汚染関係施設の廃止等の通知)

第47条 条例第53条第2項の規定による通知は、土壌汚染関係施設の使用が廃止された際の土地の所有者等（当該土地の所有者等から土地に関する権利を譲り受けた者その他の新たに土地の所有者等となった者が同条第1項の調査を行うことについて、当該土地の所有者等及び当該新たに土地の所有者等となった者が合意している場合にあっては、当該新たに土地の所有者等となった者）に対して行うものとする。

2 条例第53条第2項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1)・(2) 略

(3) 条例第53条第1項の規定による報告を行うべき期限

(汚染原因の調査等)

第48条 条例第54条第1項及び第2項に規定する調査は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1)～(7) 略

2 条例第54条第1項及び第2項の規定による報告は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める日から起算して30日以内に、汚染原因調査結果報告書（第16号様式）により行わなければならない。

(1) 条例第47条の規定による届出を行った者 当該届出を行った日

(2) 条例第53条第1項の規定による調査を行った者 条例第53条第1項の規定による報告を行った日

(3) 条例第54条第3項の規定による通知を受けた者 当該通知を受けた日

(汚染拡大防止計画の作成等)

第50条 条例第59条第1項に規定する汚染拡大防止計画は、次に掲げる事項について作成しなければならない。

(1)～(5) 略

2 条例第59条第1項の規定による提出は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める日から起算して60日以内に、汚染拡大防止計画書（第17号様式）により行わなければならない。ただし、当該期間内に当該提出を行うことができない特別の事情があると認められるときは、知事は、当該提出を行うべき者からの申請により、その期限を延長することができる。

(1) 条例第57条第1項又は第2項の規定による報告を行った者 当該報告を行った日

(2) 条例第58条の規定による通知を受けた者 当該通知を受けた日

(汚染拡大防止措置の完了の報告)

第51条 条例第59条第2項の規定による報告は、汚染拡大防止措置完了報告書（第18号様式）により行わなければならない。

(揚水施設の設置等の届出)

第52条 条例第63条第1項、第64条第1項又は第65条第1項の規定による届出は、揚水施設設置（使用・変更）届出書（第19号様式）により行わなければならない。

2 条例第63条第2項（条例第64条第2項及び第65条第2項において準用する場合を含む。）の規則で定める書類は、次のとおりとする。

(1)～(3) 略

(騒音発生施設の設置等の届出)

第53条 条例第69条第1項、第70条第1項又は第71条第1項の規定による届出は、騒音発生施設設置（使用・変更）届出書（第20号様式）により行わなければならない。

2 条例第69条第1項第5号に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1)～(4) 略

3 条例第69条第2項（条例第70条第2項及び第71条第2項において準用する場合を含む。）の規定により第1項の届出書に添付しなければならない

(汚染拡大防止計画の作成等)

第49条 条例第56条第1項に規定する汚染拡大防止計画は、次に掲げる事項について作成しなければならない。

(1)～(5) 略

2 条例第56条第1項の規定による提出は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める日から起算して60日以内に、汚染拡大防止計画書（第17号様式）により行わなければならない。ただし、当該期間内に当該提出を行うことができない特別の事情があると認められるときは、知事は、当該提出を行うべき者からの申請により、その期限を延長することができる。

(1) 条例第54条第1項又は第2項の規定による報告を行った者 当該報告を行った日

(2) 条例第55条の規定による通知を受けた者 当該通知を受けた日

(汚染拡大防止措置の完了の報告)

第50条 条例第56条第2項の規定による報告は、汚染拡大防止措置完了報告書（第18号様式）により行わなければならない。

(揚水施設の設置等の届出)

第51条 条例第60条第1項、第61条第1項又は第62条第1項の規定による届出は、揚水施設設置（使用・変更）届出書（第19号様式）により行わなければならない。

2 条例第60条第2項（条例第61条第2項及び第62条第2項において準用する場合を含む。）の規則で定める書類は、次のとおりとする。

(1)～(3) 略

(騒音発生施設の設置等の届出)

第52条 条例第66条第1項、第67条第1項又は第68条第1項の規定による届出は、騒音発生施設設置（使用・変更）届出書（第20号様式）により行わなければならない。

2 条例第66条第1項第5号に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1)～(4) 略

3 条例第66条第2項（条例第67条第2項及び第68条第2項において準用する場合を含む。）の規定により第1項の届出書に添付しなければならない

書類は、騒音発生工場等及びその付近の見取図とする。

(条例第71条第1項ただし書に規定する規則で定める範囲)

第54条 条例第71条第1項ただし書に規定する規則で定める範囲は、条例第69条第1項、第70条第1項又は第71条第1項の規定による届出に係る騒音発生施設の種類の数減少する場合及びその数を当該騒音発生施設の種類の数に係る直近の届出により届け出た数の2倍以内の数を増加する場合とする。

(氏名等の変更の届出)

第55条 条例第73条 (条例第87条において準用する場合を含む。)の規定による届出は、条例第69条第1項第1号又は第2号に掲げる事項の変更に係る場合にあつては氏名(名称・住所・所在地)変更届出書(第2号様式)を、施設の使用の廃止に係る場合にあつては騒音発生施設(振動発生施設)使用全廃届出書(第21号様式)により行わなければならない。

(特定建設作業の実施の届出)

第56条 条例第77条第1項及び第2項の規定による届出は、特定建設作業実施届出書(第22号様式)により行わなければならない。

2 条例第77条第1項第5号に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1)～(6) 略

3 条例第77条第3項の規定により第1項の届出書に添付しなければならない書類は、特定建設作業の場所の付近の見取図及び特定建設作業を伴う建設工事の工程の概要を示した工事工程表で特定建設作業の工程を明示したものとす。

(振動の規制基準)

第57条 条例第80条第1項の振動の規制基準は、別表第18のとおりとする。

(振動発生施設の設置等の届出)

第58条 条例第81条第1項、第82条第1項又は第83条第1項の規定による届出は、振動発生施設設置(使用・変更)届出書(第23号様式)により行わなければならない。

2 条例第81条第1項第5号に規定する規則で定める事項は、次のとおりと

書類は、騒音発生工場等及びその付近の見取図とする。

(条例第68条第1項ただし書に規定する規則で定める範囲)

第53条 条例第68条第1項ただし書に規定する規則で定める範囲は、条例第66条第1項、第67条第1項又は第68条第1項の規定による届出に係る騒音発生施設の種類の数減少する場合及びその数を当該騒音発生施設の種類の数に係る直近の届出により届け出た数の2倍以内の数を増加する場合とする。

(氏名等の変更の届出)

第54条 条例第70条 (条例第84条において準用する場合を含む。)の規定による届出は、条例第66条第1項第1号又は第2号に掲げる事項の変更に係る場合にあつては氏名(名称・住所・所在地)変更届出書(第2号様式)を、施設の使用の廃止に係る場合にあつては騒音発生施設(振動発生施設)使用全廃届出書(第21号様式)により行わなければならない。

(特定建設作業の実施の届出)

第55条 条例第74条第1項及び第2項の規定による届出は、特定建設作業実施届出書(第22号様式)により行わなければならない。

2 条例第74条第1項第5号に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1)～(6) 略

3 条例第74条第3項の規定により第1項の届出書に添付しなければならない書類は、特定建設作業の場所の付近の見取図及び特定建設作業を伴う建設工事の工程の概要を示した工事工程表で特定建設作業の工程を明示したものとす。

(振動の規制基準)

第56条 条例第77条第1項の振動の規制基準は、別表第17のとおりとする。

(振動発生施設の設置等の届出)

第57条 条例第78条第1項、第79条第1項又は第80条第1項の規定による届出は、振動発生施設設置(使用・変更)届出書(第23号様式)により行わなければならない。

2 条例第78条第1項第5号に規定する規則で定める事項は、次のとおりと

する。

(1)～(4) 略

- 3 条例第81条第2項(条例第82条第2項及び第83条第2項において準用する場合を含む。)の規定により第1項の届出書に添付しなければならない書類は、振動発生工場等及びその付近の見取図とする。

(管理方針等の公表)

第59条 条例第88条第1項及び第3項の規定により公表する事項は、化学物質管理指針に定める事項のうち少なくとも次に掲げる事項とする。

(1)～(5) 略

- 2 条例第88条第1項の規定による公表は、事業所に備えて一般の閲覧に供する方法又はインターネットの利用によるものとする。

(管理方針等又は化学物質適正管理計画の提出義務者等)

第60条 条例第88条第2項、第89条第1項及び第125条第8号の規則で定める者は、前年度(年度は、4月1日から翌年3月31日までをいう。以下同じ。)の第一種指定化学物質(特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令(平成12年政令第138号)第1条に規定する第一種指定化学物質をいう。以下同じ。)(ダイオキシン類を除く。)の排出量及び移動量(特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(平成11年法律第86号)第5条第1項に規定する排出量及び移動量をいう。)の合計が30トン以上である事業所を県内に有する事業者(以下「提出義務者」という。)とする。

(管理方針等の提出等)

第61条 条例第88条第2項の規定による提出は、提出義務者となった年度の8月31日までに、少なくとも第59条第1項各号に掲げる事項を記載した書面により行わなければならない。ただし、過去に条例第88条第2項の規定により提出された管理方針等が当該年度において効力を有するものであるときは、この限りでない。

- 2 第59条第2項の規定は、条例第88条第3項及び第5項の規定による公表について準用する。
- 3 条例第88条第4項の規定による届出は、変更の日から30日以内に、書面により行わなければならない。

する。

(1)～(4) 略

- 3 条例第78条第2項(条例第79条第2項及び第80条第2項において準用する場合を含む。)の規定により第1項の届出書に添付しなければならない書類は、振動発生工場等及びその付近の見取図とする。

(管理方針等の公表)

第58条 条例第85条第1項及び第3項の規定により公表する事項は、化学物質管理指針に定める事項のうち少なくとも次に掲げる事項とする。

(1)～(5) 略

- 2 条例第85条第1項の規定による公表は、事業所に備えて一般の閲覧に供する方法又はインターネットの利用によるものとする。

(管理方針等又は化学物質適正管理計画の提出義務者等)

第59条 条例第85条第2項、第86条第1項及び第122条第8号の規則で定める者は、前年度(年度は、4月1日から翌年3月31日までをいう。以下同じ。)の第一種指定化学物質(特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令(平成12年政令第138号)第1条に規定する第一種指定化学物質をいう。以下同じ。)(ダイオキシン類を除く。)の排出量及び移動量(特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(平成11年法律第86号)第5条第1項に規定する排出量及び移動量をいう。)の合計が30トン以上である事業所を県内に有する事業者(以下「提出義務者」という。)とする。

(管理方針等の提出等)

第60条 条例第85条第2項の規定による提出は、提出義務者となった年度の8月31日までに、少なくとも第58条第1項各号に掲げる事項を記載した書面により行わなければならない。ただし、過去に条例第85条第2項の規定により提出された管理方針等が当該年度において効力を有するものであるときは、この限りでない。

- 2 第58条第2項の規定は、条例第85条第3項及び第5項の規定による公表について準用する。
- 3 条例第85条第4項の規定による届出は、変更の日から30日以内に、書面により行わなければならない。

(化学物質適正管理計画の作成等)

第62条 条例第89条第1項に規定する化学物質適正管理計画は、該当する事業所ごとに、次に掲げる事項について作成しなければならない。

(1)～(7) 略

- 2 条例第89条第1項の規定による提出は、提出義務者となった年度の8月31日までに、当該年度を計画期間に含む化学物質適正管理計画を記載した化学物質適正管理計画書(第24号様式)により行わなければならない。ただし、過去に同項の規定により提出された化学物質適正管理計画が当該年度において効力を有するものであるときは、この限りでない。
- 3 第59条第2項の規定は、条例第89条第2項及び第4項の規定による公表について準用する。
- 4 条例第89条第3項の規定による届出は、変更の日から30日以内に、化学物質適正管理計画変更届出書(第25号様式)により行わなければならない。

第3章 地球温暖化対策

(地球温暖化対策推進計画及び地球温暖化対策指針の公表)

第63条 条例第91条第2項又は第92条第2項の規定による公表は、香川県環境森林部環境政策課に備えて一般の閲覧に供する方法及びインターネットの利用により行うものとする。

(地球温暖化対策計画の作成義務者等)

第64条 条例第94条第1項及び第125条第9号の規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1)・(2) 略

(地球温暖化対策計画の作成等)

第65条 条例第94条第1項に規定する地球温暖化対策計画は、地球温暖化対策計画を提出する日の属する年度から3箇年度(以下この条において「計画期間」という。)をその対象期間として、作成しなければならない。

- 2 条例第94条第1項の規定による提出は、計画期間の初年度の7月31日までに、地球温暖化対策計画書(第26号様式)により行わなければならない。
- 3 第59条第2項の規定は、条例第94条第2項、第4項及び第5項の規定による公表について準用する。
- 4 条例第94条第3項の規定による届出は、変更の日から30日以内に、地球

(化学物質適正管理計画の作成等)

第61条 条例第86条第1項に規定する化学物質適正管理計画は、該当する事業所ごとに、次に掲げる事項について作成しなければならない。

(1)～(7) 略

- 2 条例第86条第1項の規定による提出は、提出義務者となった年度の8月31日までに、当該年度を計画期間に含む化学物質適正管理計画を記載した化学物質適正管理計画書(第24号様式)により行わなければならない。ただし、過去に同項の規定により提出された化学物質適正管理計画が当該年度において効力を有するものであるときは、この限りでない。
- 3 第58条第2項の規定は、条例第86条第2項及び第4項の規定による公表について準用する。
- 4 条例第86条第3項の規定による届出は、変更の日から30日以内に、化学物質適正管理計画変更届出書(第25号様式)により行わなければならない。

第3章 地球温暖化対策

(地球温暖化対策推進計画及び地球温暖化対策指針の公表)

第62条 条例第88条第2項又は第89条第2項の規定による公表は、香川県環境森林部環境政策課に備えて一般の閲覧に供する方法及びインターネットの利用により行うものとする。

(地球温暖化対策計画の作成義務者等)

第63条 条例第91条第1項及び第122条第9号の規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1)・(2) 略

(地球温暖化対策計画の作成等)

第64条 条例第91条第1項に規定する地球温暖化対策計画は、地球温暖化対策計画を提出する日の属する年度から3箇年度(以下この条において「計画期間」という。)をその対象期間として、作成しなければならない。

- 2 条例第91条第1項の規定による提出は、計画期間の初年度の7月31日までに、地球温暖化対策計画書(第26号様式)により行わなければならない。
- 3 第58条第2項の規定は、条例第91条第2項、第4項及び第5項の規定による公表について準用する。
- 4 条例第91条第3項の規定による届出は、変更の日から30日以内に、地球

温暖化対策計画変更届出書（第27号様式）により行わなければならない。

- 5 条例第94条第5項の規定による報告は、計画期間の各年度ごとに、その翌年度の7月31日までに、地球温暖化対策実施状況報告書（第28号様式）により行わなければならない。

（特定電気機器）

第66条 条例第97条第1項の規則で定める電気機器は、次に掲げる電気機器で未使用のものとする。

(1)～(3) 略

（省エネルギー性能の表示）

第67条 条例第97条第1項の規定により表示する事項は、次の各号に掲げる電気機器の区分に応じ、当該各号に掲げる事項とする。

(1)～(3) 略

（省エネ性能説明推進員の選任義務者）

第68条 条例第97条第2項及び第125条第10号の規則で定める者は、1,000平方メートル以上の売場面積（電気機器の販売の用に供する部分の床面積をいう。）を有する者とする。

（省エネ性能説明推進員の選任等）

第69条 条例第97条第2項の規定による選任は、一の店舗ごとに、知事が適当と認める講習を修了した者のうちから行うものとし、同項の規定による届出は、選任の日から速やかに、省エネ性能説明推進員選任（変更）届出書（第29号様式）に、届出に係る者が当該講習を修了したことを証する書類の写しを添えて行わなければならない。

- 2 前項の規定は、条例第97条第3項の規定による届出について準用する。この場合において、前項中「選任の日から速やかに」とあるのは、「変更の日から30日以内に」と読み替えるものとする。

第4章 自動車等の排出ガス対策

（原動機の停止の特例）

第70条 条例第102条第1項ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

温暖化対策計画変更届出書（第27号様式）により行わなければならない。

- 5 条例第91条第5項の規定による報告は、計画期間の各年度ごとに、その翌年度の7月31日までに、地球温暖化対策実施状況報告書（第28号様式）により行わなければならない。

（特定電気機器）

第65条 条例第94条第1項の規則で定める電気機器は、次に掲げる電気機器で未使用のものとする。

(1)～(3) 略

（省エネルギー性能の表示）

第66条 条例第94条第1項の規定により表示する事項は、次の各号に掲げる電気機器の区分に応じ、当該各号に掲げる事項とする。

(1)～(3) 略

（省エネ性能説明推進員の選任義務者）

第67条 条例第94条第2項及び第122条第10号の規則で定める者は、1,000平方メートル以上の売場面積（電気機器の販売の用に供する部分の床面積をいう。）を有する者とする。

（省エネ性能説明推進員の選任等）

第68条 条例第94条第2項の規定による選任は、一の店舗ごとに、知事が適当と認める講習を修了した者のうちから行うものとし、同項の規定による届出は、選任の日から速やかに、省エネ性能説明推進員選任（変更）届出書（第29号様式）に、届出に係る者が当該講習を修了したことを証する書類の写しを添えて行わなければならない。

- 2 前項の規定は、条例第94条第3項の規定による届出について準用する。この場合において、前項中「選任の日から速やかに」とあるのは、「変更の日から30日以内に」と読み替えるものとする。

第4章 自動車等の排出ガス対策

（原動機の停止の特例）

第69条 条例第99条第1項ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1)～(6) 略

(原動機の停止の周知義務者)

第71条 条例第103条第2項及び第125条第11号の規則で定める者は、自動車等の駐車のために供する部分の面積が500平方メートル以上である駐車場を設置し、又は管理している者とする。

(情報提供すべき環境に係る事項)

第72条 条例第105条第1項の規則で定める環境に係る事項は、次に掲げる事項とする。

(1)～(3) 略

(自動車環境情報説明推進員の選任義務者)

第73条 条例第105条第2項及び第125条第12号の規則で定める者は、県内に所在する事業場において前年度に販売した道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第3条に規定する普通自動車及び小型自動車（二輪の小型自動車を除く。）の台数の合計が100台以上である者とする。

(自動車環境情報説明推進員の選任等)

第74条 条例第105条第2項の規定による選任は、知事が適当と認める講習を修了した者のうちから行うものとし、同項の規定による届出は、選任の日から速やかに、自動車環境情報説明推進員選任（変更）届出書（第30号様式）に、届出に係る者が当該講習を修了したことを証する書類の写しを添えて行わなければならない。

2 前項の規定は、条例第105条第3項の規定による届出について準用する。この場合において、前項中「選任の日から速やかに」とあるのは、「変更の日から30日以内に」と読み替えるものとする。

(自動車排出ガス対策計画の作成義務者等)

第75条 条例第106条第1項及び第125条第13号の規則で定める者は、県内に所在する事業所において使用する自動車（被けん引車を除く。）の台数の合計が前年度の末日において50台以上である事業者とする。

(自動車排出ガス対策計画の作成等)

第76条 条例第106条第1項に規定する自動車排出ガス対策計画は、自動車

(1)～(6) 略

(原動機の停止の周知義務者)

第70条 条例第100条第2項及び第122条第11号の規則で定める者は、自動車等の駐車のために供する部分の面積が500平方メートル以上である駐車場を設置し、又は管理している者とする。

(情報提供すべき環境に係る事項)

第71条 条例第102条第1項の規則で定める環境に係る事項は、次に掲げる事項とする。

(1)～(3) 略

(自動車環境情報説明推進員の選任義務者)

第72条 条例第102条第2項及び第122条第12号の規則で定める者は、県内に所在する事業場において前年度に販売した道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第3条に規定する普通自動車及び小型自動車（二輪の小型自動車を除く。）の台数の合計が100台以上である者とする。

(自動車環境情報説明推進員の選任等)

第73条 条例第102条第2項の規定による選任は、知事が適当と認める講習を修了した者のうちから行うものとし、同項の規定による届出は、選任の日から速やかに、自動車環境情報説明推進員選任（変更）届出書（第30号様式）に、届出に係る者が当該講習を修了したことを証する書類の写しを添えて行わなければならない。

2 前項の規定は、条例第102条第3項の規定による届出について準用する。この場合において、前項中「選任の日から速やかに」とあるのは、「変更の日から30日以内に」と読み替えるものとする。

(自動車排出ガス対策計画の作成義務者等)

第74条 条例第103条第1項及び第122条第13号の規則で定める者は、県内に所在する事業所において使用する自動車（被けん引車を除く。）の台数の合計が前年度の末日において50台以上である事業者とする。

(自動車排出ガス対策計画の作成等)

第75条 条例第103条第1項に規定する自動車排出ガス対策計画は、自動車

排出ガス対策計画を提出する日の属する年度を初年度とする3箇年度から5箇年度まで（以下この条において「計画期間」という。）をその対象期間とし、次に掲げる事項について作成しなければならない。

(1)～(6) 略

- 2 条例第106条第1項の規定による提出は、計画期間の初年度の7月31日までに、自動車排出ガス対策計画書（第31号様式）により行わなければならない。
- 3 第59条第2項の規定は、条例第106条第2項、第4項及び第5項の規定による公表について準用する。
- 4 条例第106条第3項の規定による届出は、変更の日から30日以内に、自動車排出ガス対策計画変更届出書（第32号様式）により行わなければならない。
- 5 条例第106条第5項の規定による報告は、計画期間の各年度ごとに、その翌年度の7月31日までに、自動車排出ガス対策実施措置報告書（第33号様式）により行わなければならない。

第5章 その他の生活環境への負荷の低減

（航空機による商業宣伝に関する規制基準）

第77条 条例第112条の規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1)～(3) 略

（夜間における拡声機の使用制限の特例）

第78条 条例第113条ただし書の規則で定める場合は、祭礼その他地域の慣習となっている行事に伴い使用する場合とする。

（条例第114条の規則で定める営業を営む者）

第79条 条例第114条の規則で定める営業を営む者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1)～(3) 略

（条例第117条の規則で定める物質）

第80条 条例第117条の規則で定める物質は、次に掲げる物質とする。

(1)～(6) 略

排出ガス対策計画を提出する日の属する年度を初年度とする3箇年度から5箇年度まで（以下この条において「計画期間」という。）をその対象期間とし、次に掲げる事項について作成しなければならない。

(1)～(6) 略

- 2 条例第103条第1項の規定による提出は、計画期間の初年度の7月31日までに、自動車排出ガス対策計画書（第31号様式）により行わなければならない。
- 3 第58条第2項の規定は、条例第103条第2項、第4項及び第5項の規定による公表について準用する。
- 4 条例第103条第3項の規定による届出は、変更の日から30日以内に、自動車排出ガス対策計画変更届出書（第32号様式）により行わなければならない。
- 5 条例第103条第5項の規定による報告は、計画期間の各年度ごとに、その翌年度の7月31日までに、自動車排出ガス対策実施措置報告書（第33号様式）により行わなければならない。

第5章 その他の生活環境への負荷の低減

（航空機による商業宣伝に関する規制基準）

第76条 条例第109条の規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1)～(3) 略

（夜間における拡声機の使用制限の特例）

第77条 条例第110条ただし書の規則で定める場合は、祭礼その他地域の慣習となっている行事に伴い使用する場合とする。

（条例第111条の規則で定める営業を営む者）

第78条 条例第111条の規則で定める営業を営む者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1)～(3) 略

（条例第114条の規則で定める物質）

第79条 条例第114条の規則で定める物質は、次に掲げる物質とする。

(1)～(6) 略

(投光器の使用の禁止の特例)

第81条 条例第119条ただし書の規則で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1)～(5) 略

第6章 雑則

(条例第122条第1項の規則で定める工場又は事業場を設置している者)

第82条 条例第122条第1項の規則で定める工場又は事業場を設置している者は、製造業(物品の加工業を含む。)、電気供給業又はガス供給業に属する事業の用に供する工場又は事業場を設置している者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1)・(2) 略

(公害防止責任者の設置等の届出)

第83条 条例第122条第2項の規定による届出は、公害防止責任者設置(変更)届出書(第34号様式)により行わなければならない。

(立入検査の身分証明書の様式)

第84条 条例第126条第2項の身分を示す証明書は、第35号様式による。

(市町の条例との関係)

第85条 条例第129条の規則で定める条例は、高松市公害防止条例(昭和47年高松市条例第23号)とし、同条の規則で定める条例の規定は、条例第63条から第66条までの規定(農業の用に供する揚水施設に係る場合を除く。)とする。

(受理書の交付)

第86条 知事は、条例第6条第1項、第7条第1項、第8条第1項、第18条第1項若しくは第3項、第19条第1項、第25条、第26条、第27条、第69条第1項、第70条第1項、第71条第1項、第81条第1項、第82条第1項又は第83条第1項の届出を受理したときは、受理書(第36号様式)を当該届出をした者に交付するものとする。

(届出書の提出部数等)

(投光器の使用の禁止の特例)

第80条 条例第116条ただし書の規則で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1)～(5) 略

第6章 雑則

(条例第119条第1項の規則で定める工場又は事業場を設置している者)

第81条 条例第119条第1項の規則で定める工場又は事業場を設置している者は、製造業(物品の加工業を含む。)、電気供給業又はガス供給業に属する事業の用に供する工場又は事業場を設置している者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1)・(2) 略

(公害防止責任者の設置等の届出)

第82条 条例第119条第2項の規定による届出は、公害防止責任者設置(変更)届出書(第34号様式)により行わなければならない。

(立入検査の身分証明書の様式)

第83条 条例第123条第2項の身分を示す証明書は、第35号様式による。

(市町の条例との関係)

第84条 条例第126条の規則で定める条例は、高松市公害防止条例(昭和47年高松市条例第23号)とし、同条の規則で定める条例の規定は、条例第60条から第63条までの規定(農業の用に供する揚水施設に係る場合を除く。)とする。

(受理書の交付)

第85条 知事は、条例第6条第1項、第7条第1項、第8条第1項、第18条第1項若しくは第3項、第19条第1項、第25条、第26条、第27条、第66条第1項、第67条第1項、第68条第1項、第78条第1項、第79条第1項又は第80条第1項の届出を受理したときは、受理書(第36号様式)を当該届出をした者に交付するものとする。

(届出書の提出部数等)

第87条 略

- 2 別表第4の5の項及び6の項に規定する施設に係る第17条、第29条第1項及び第30条に規定する届出書の提出は、これらの規定にかかわらず、当該届出書に記載すべき事項を記載した水質汚濁防止法施行規則（昭和46年総理府・通商産業省令第2号）第3条第3項、第7条及び第8条に規定する届出書又は瀬戸内海環境保全特別措置法施行規則（昭和48年総理府令第61号）第3条第2項に規定する申請書の提出をもって足りるものとする。
- 3 別表第4の7の項に規定する施設に係る第17条、第29条第1項及び第30条に規定する届出書の提出は、これらの規定にかかわらず、当該届出書に記載すべき事項を記載した汚水等排出施設に係る第16条、第17条及び第24条第1項に規定する届出書の提出をもって足りるものとする。

別表第3（第6条、第25条、第82条関係）
略

別表第4（第10条、第87条関係）
略

別表第11（第23条関係）
略

別表第12（第28条関係）

全有機炭素（単位 1リットルにつきミリグラム）	160
備考	
1 検定方法は、規格K0102の22に定める方法による。	
2 この表に掲げる水質排水基準は、1日当たりの平均的な水質排水の量が10立方メートル以上である工場又は事業場に係る水質排水水について適用する。	

別表第13（第35条関係）
略

別表第14（第35条関係）

第86条 略

- 2 別表第4の5の項及び6の項に規定する施設に係る第17条、第28条第1項及び第29条に規定する届出書の提出は、これらの規定にかかわらず、当該届出書に記載すべき事項を記載した水質汚濁防止法施行規則（昭和46年総理府・通商産業省令第2号）第3条第3項、第7条及び第8条に規定する届出書又は瀬戸内海環境保全特別措置法施行規則（昭和48年総理府令第61号）第3条第2項に規定する申請書の提出をもって足りるものとする。
- 3 別表第4の7の項に規定する施設に係る第17条、第28条第1項及び第29条に規定する届出書の提出は、これらの規定にかかわらず、当該届出書に記載すべき事項を記載した第16条、第17条及び第24条第1項に規定する届出書の提出をもって足りるものとする。

別表第3（第6条、第25条、第81条関係）
略

別表第4（第10条、第86条関係）
略

別表第11（第23条関係）
略

別表第12（第34条関係）
略

別表第13（第34条関係）

略

別表第15 (第35条関係)

略

別表第16 (第37条関係)

略

別表第17 (第38条、第41条関係)

略

別表第18 (第57条関係)

略

第2号様式 (第16条、第30条、第40条、第55条関係)

氏名 (名称・住所・所在地) 変更届出書

年 月 日

香川県知事殿

届出者

住所

氏名 (法人にあっては、その名称及び代表者氏名) ㊤

氏名 (名称・住所・所在地) に変更があったので、香川県生活環境の保全に関する条例第11条 (第22条、第34条及び第66条において準用する場合を含む。) (第39条・第54条第2項・第73条 (第87条において準用する場合を含む。)) の規定により、次のとおり届け出ます。

略

備考 略

略

別表第14 (第34条関係)

略

別表第15 (第36条関係)

略

別表第16 (第37条、第40条関係)

略

別表第17 (第56条関係)

略

第2号様式 (第16条、第29条、第39条、第54条関係)

氏名 (名称・住所・所在地) 変更届出書

年 月 日

香川県知事殿

届出者

住所

氏名 (法人にあっては、その名称及び代表者氏名) ㊤

氏名 (名称・住所・所在地) に変更があったので、香川県生活環境の保全に関する条例第11条 (第22条、第34条及び第63条において準用する場合を含む。) (第38条・第51条第2項・第70条 (第84条において準用する場合を含む。)) の規定により、次のとおり届け出ます。

略

備考 略

第3号様式（第16条、第30条、第40条関係）

施設使用廃止届出書

年 月 日

香川県知事殿

届出者

住所

氏名 (法人にあつては、その
名称及び代表者氏名) ㊟

施設の使用を廃止したので、香川県生活環境の保全に関する条例第11条（第22条、第34条及び第66条において準用する場合を含む。）（第39条・第54条第1項）の規定により、次のとおり届け出ます。

略

備考 略

第4号様式（第17条関係）

承 継 届 出 書

年 月 日

香川県知事殿

届出者

住所

氏名 (法人にあつては、その
名称及び代表者氏名) ㊟

ばい煙発生施設（粉じん発生施設・汚水等排出施設・水質特定施設・土壌汚染関係施設・揚水施設・騒音発生施設・振動発生施設）に係る届出者の地位を承継したので、香川県生活環境の保全に関する条例第12条第3項（第22条、第34条、第40条、第55条、第66条及び第74条第3項（第87条において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり届け出ます。

略

備考 略

第3号様式（第16条、第29条、第39条関係）

施設使用廃止届出書

年 月 日

香川県知事殿

届出者

住所

氏名 (法人にあつては、その
名称及び代表者氏名) ㊟

施設の使用を廃止したので、香川県生活環境の保全に関する条例第11条（第22条、第34条及び第63条において準用する場合を含む。）（第38条・第51条第1項）の規定により、次のとおり届け出ます。

略

備考 略

第4号様式（第17条関係）

承 継 届 出 書

年 月 日

香川県知事殿

届出者

住所

氏名 (法人にあつては、その
名称及び代表者氏名) ㊟

ばい煙発生施設（粉じん発生施設・汚水等排出施設・水質特定施設・土壌汚染関係施設・揚水施設・騒音発生施設・振動発生施設）に係る届出者の地位を承継したので、香川県生活環境の保全に関する条例第12条第3項（第22条、第34条、第39条、第52条、第63条及び第71条第3項（第84条において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり届け出ます。

略

備考 略

第9号様式 (第29条関係)

水質特定施設設置 (使用・変更) 届出書

年 月 日

香川県知事殿

届出者

住所

氏名 (法人にあっては、その
名称及び代表者氏名) ㊤

香川県生活環境の保全に関する条例第36条 (第37条・第38条) の規定により、水質特定施設について、次のとおり届け出ます。

略

備考 略

別紙1～別紙5
略

第10号様式 (第36条関係)

汚染発見届出書

年 月 日

香川県知事殿

届出者

住所

氏名 (法人にあっては、その
名称及び代表者氏名) ㊤

特定有害物質による汚染を発見したので、香川県生活環境の保全に関する条例第50条の規定により、次のとおり届け出ます。

略

備考 略

第9号様式 (第28条関係)

水質特定施設設置 (使用・変更) 届出書

年 月 日

香川県知事殿

届出者

住所

氏名 (法人にあっては、その
名称及び代表者氏名) ㊤

香川県生活環境の保全に関する条例第35条 (第36条・第37条) の規定により、水質特定施設について、次のとおり届け出ます。

略

備考 略

別紙1～別紙5
略

第10号様式 (第35条関係)

汚染発見届出書

年 月 日

香川県知事殿

届出者

住所

氏名 (法人にあっては、その
名称及び代表者氏名) ㊤

特定有害物質による汚染を発見したので、香川県生活環境の保全に関する条例第47条の規定により、次のとおり届け出ます。

略

備考 略

第11号様式 (第39条関係)

土壤汚染関係施設設置 (使用・変更) 届出書

年 月 日

香川県知事殿

届出者

住所

氏名 (法人にあっては、その
名称及び代表者氏名) ㊤

香川県生活環境の保全に関する条例第52条第1項 (第53条第1項・第54条第1項) の規定により、土壤汚染関係施設について、次のとおり届け出ます。

略

備考 1 土壤汚染関係施設の種類の欄には、香川県生活環境の保全に関する条例施行規則別表第17に掲げる名称を記載すること。

2～5 略

別紙
略

第12号様式 (第41条関係)

土壤汚染調査結果報告書

年 月 日

香川県知事殿

報告者

住所

氏名 (法人にあっては、その
名称及び代表者氏名) ㊤

香川県生活環境の保全に関する条例第56条第1項の規定による調査を行ったので、次のとおり報告します。

略

備考 略

第11号様式 (第38条関係)

土壤汚染関係施設設置 (使用・変更) 届出書

年 月 日

香川県知事殿

届出者

住所

氏名 (法人にあっては、その
名称及び代表者氏名) ㊤

香川県生活環境の保全に関する条例第49条第1項 (第50条第1項・第51条第1項) の規定により、土壤汚染関係施設について、次のとおり届け出ます。

略

備考 1 土壤汚染関係施設の種類の欄には、香川県生活環境の保全に関する条例施行規則別表第16に掲げる名称を記載すること。

2～5 略

別紙
略

第12号様式 (第40条関係)

土壤汚染調査結果報告書

年 月 日

香川県知事殿

報告者

住所

氏名 (法人にあっては、その
名称及び代表者氏名) ㊤

香川県生活環境の保全に関する条例第53条第1項の規定による調査を行ったので、次のとおり報告します。

略

備考 略

第13号様式 (第47条関係)

確 認 申 請 書

年 月 日

香川県知事殿

申請者

住所

氏名 (法人にあっては、その
名称及び代表者氏名) ㊦

香川県生活環境の保全に関する条例第56条第1項ただし書の確認を受けたいので、次のとおり申請します。

略

備考 略

第14号様式 (第47条関係)

土 地 利 用 方 法 変 更 届 出 書

年 月 日

香川県知事殿

届出者

住所

氏名 (法人にあっては、その
名称及び代表者氏名) ㊦

土地の利用の方法を変更したいので、香川県生活環境の保全に関する条例施行規則第47条第4項の規定により、次のとおり届け出ます。

略

備考 略

第13号様式 (第46条関係)

確 認 申 請 書

年 月 日

香川県知事殿

申請者

住所

氏名 (法人にあっては、その
名称及び代表者氏名) ㊦

香川県生活環境の保全に関する条例第53条第1項ただし書の確認を受けたいので、次のとおり申請します。

略

備考 略

第14号様式 (第46条関係)

土 地 利 用 方 法 変 更 届 出 書

年 月 日

香川県知事殿

届出者

住所

氏名 (法人にあっては、その
名称及び代表者氏名) ㊦

土地の利用の方法を変更したいので、香川県生活環境の保全に関する条例施行規則第46条第4項の規定により、次のとおり届け出ます。

略

備考 略

第15号様式（第47条関係）

土地所有者等の地位の承継届出書

年 月 日

香川県知事殿

届出者

住所

氏名 (法人にあっては、その
名称及び代表者氏名) ㊦

土地の所有者等の地位を承継したので、香川県生活環境の保全に関する条例施行規則
第47条第7項の規定により、次のとおり届け出ます。

略

備考 略

第16号様式（第49条関係）

汚染原因調査結果報告書

年 月 日

香川県知事殿

報告者

住所

氏名 (法人にあっては、その
名称及び代表者氏名) ㊦

香川県生活環境の保全に関する条例第57条第1項（第57条第2項）の規定により、汚
染の原因について調査を行ったので、次のとおり報告します。

略

備考 略

第15号様式（第46条関係）

土地所有者等の地位の承継届出書

年 月 日

香川県知事殿

届出者

住所

氏名 (法人にあっては、その
名称及び代表者氏名) ㊦

土地の所有者等の地位を承継したので、香川県生活環境の保全に関する条例施行規則
第46条第7項の規定により、次のとおり届け出ます。

略

備考 略

第16号様式（第48条関係）

汚染原因調査結果報告書

年 月 日

香川県知事殿

報告者

住所

氏名 (法人にあっては、その
名称及び代表者氏名) ㊦

香川県生活環境の保全に関する条例第54条第1項（第54条第2項）の規定により、汚
染の原因について調査を行ったので、次のとおり報告します。

略

備考 略

第17号様式 (第50条関係)

汚染拡大防止計画書

年 月 日

香川県知事殿

報告者

住所

氏名 (法人にあっては、その
名称及び代表者氏名) ㊟

香川県生活環境の保全に関する条例第59条第1項の規定により、汚染の拡大を防止するための計画を作成したので、次のとおり提出します。

略

備考 略

第18号様式 (第51条関係)

汚染拡大防止措置完了報告書

年 月 日

香川県知事殿

報告者

住所

氏名 (法人にあっては、その
名称及び代表者氏名) ㊟

汚染拡大防止計画に記載した措置が完了したので、香川県生活環境の保全に関する条例第59条第2項の規定により、次のとおり報告します。

略

備考 略

第17号様式 (第49条関係)

汚染拡大防止計画書

年 月 日

香川県知事殿

報告者

住所

氏名 (法人にあっては、その
名称及び代表者氏名) ㊟

香川県生活環境の保全に関する条例第56条第1項の規定により、汚染の拡大を防止するための計画を作成したので、次のとおり提出します。

略

備考 略

第18号様式 (第50条関係)

汚染拡大防止措置完了報告書

年 月 日

香川県知事殿

報告者

住所

氏名 (法人にあっては、その
名称及び代表者氏名) ㊟

汚染拡大防止計画に記載した措置が完了したので、香川県生活環境の保全に関する条例第56条第2項の規定により、次のとおり報告します。

略

備考 略

第19号様式（第52条関係）

揚水施設設置（使用・変更）届出書

年 月 日

香川県知事殿

届出者

住所

氏名（法人にあつては、その
名称及び代表者氏名） ㊟

香川県生活環境の保全に関する条例第63条第1項（第64条第1項・第65条第1項）
の規定により、揚水施設について、次のとおり届け出ます。

略

備考 略

別紙
略

第20号様式（第53条関係）

騒音発生施設設置（使用・変更）届出書

年 月 日

香川県知事殿

届出者

住所

氏名（法人にあつては、その
名称及び代表者氏名） ㊟

香川県生活環境の保全に関する条例第69条第1項（第70条第1項・第71条第1項）の
規定により、騒音発生施設について、次のとおり届け出ます。

略

備考 略

第19号様式（第51条関係）

揚水施設設置（使用・変更）届出書

年 月 日

香川県知事殿

届出者

住所

氏名（法人にあつては、その
名称及び代表者氏名） ㊟

香川県生活環境の保全に関する条例第60条第1項（第61条第1項・第62条第1項）
の規定により、揚水施設について、次のとおり届け出ます。

略

備考 略

別紙
略

第20号様式（第52条関係）

騒音発生施設設置（使用・変更）届出書

年 月 日

香川県知事殿

届出者

住所

氏名（法人にあつては、その
名称及び代表者氏名） ㊟

香川県生活環境の保全に関する条例第66条第1項（第67条第1項・第68条第1項）の
規定により、騒音発生施設について、次のとおり届け出ます。

略

備考 略

第21号様式 (第55条関係)

騒音発生施設 (振動発生施設) 使用全廃届出書

年 月 日

香川県知事殿

届出者

住所

氏名 (法人にあつては、その
名称及び代表者氏名) ㊟

騒音発生施設 (振動発生施設) のすべての使用を廃止したので、香川県生活環境の保
全に関する条例第73条 (第87条において準用する場合を含む。) の規定により、次のと
おり届け出ます。

略

備考 略

第22号様式 (第56条関係)

特定建設作業実施届出書

年 月 日

香川県知事殿

届出者

住所

氏名 (法人にあつては、その
名称及び代表者氏名) ㊟

特定建設作業を実施するので、香川県生活環境の保全に関する条例第77条第1項 (第
77条第2項) の規定により、次のとおり届け出ます。

略

備考 略

第21号様式 (第54条関係)

騒音発生施設 (振動発生施設) 使用全廃届出書

年 月 日

香川県知事殿

届出者

住所

氏名 (法人にあつては、その
名称及び代表者氏名) ㊟

騒音発生施設 (振動発生施設) のすべての使用を廃止したので、香川県生活環境の保
全に関する条例第70条 (第84条において準用する場合を含む。) の規定により、次のと
おり届け出ます。

略

備考 略

第22号様式 (第55条関係)

特定建設作業実施届出書

年 月 日

香川県知事殿

届出者

住所

氏名 (法人にあつては、その
名称及び代表者氏名) ㊟

特定建設作業を実施するので、香川県生活環境の保全に関する条例第74条第1項 (第
74条第2項) の規定により、次のとおり届け出ます。

略

備考 略

第23号様式 (第58条関係)

振動発生施設設置 (使用・変更) 届出書

年 月 日

香川県知事殿

届出者

住所

氏名 (法人にあっては、その
名称及び代表者氏名) ㊟

香川県生活環境の保全に関する条例第81条第1項 (第82条第1項・第83条第1項) の規定により、振動発生施設について、次のとおり届け出ます。

略

備考 略

第24号様式 (第62条関係)

化学物質適正管理計画書

年 月 日

香川県知事殿

提出者

住所

氏名 (法人にあっては、その
名称及び代表者氏名) ㊟

香川県生活環境の保全に関する条例第89条第1項の規定により、化学物質適正管理計画を作成したので、次のとおり提出します。

略

備考 略

第23号様式 (第57条関係)

振動発生施設設置 (使用・変更) 届出書

年 月 日

香川県知事殿

届出者

住所

氏名 (法人にあっては、その
名称及び代表者氏名) ㊟

香川県生活環境の保全に関する条例第78条第1項 (第79条第1項・第80条第1項) の規定により、振動発生施設について、次のとおり届け出ます。

略

備考 略

第24号様式 (第61条関係)

化学物質適正管理計画書

年 月 日

香川県知事殿

提出者

住所

氏名 (法人にあっては、その
名称及び代表者氏名) ㊟

香川県生活環境の保全に関する条例第86条第1項の規定により、化学物質適正管理計画を作成したので、次のとおり提出します。

略

備考 略

第25号様式 (第62条関係)

化学物質適正管理計画変更届出書

年 月 日

香川県知事殿

届出者

住所

氏名 (法人にあっては、その
名称及び代表者氏名) ㊦

化学物質適正管理計画を変更したので、香川県生活環境の保全に関する条例第89条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

略

備考 略

第26号様式 (第65条関係)

地球温暖化対策計画書

年 月 日

香川県知事殿

提出者

住所

氏名 (法人にあっては、その
名称及び代表者氏名) ㊦

香川県生活環境の保全に関する条例第94条第1項の規定により、地球温暖化対策計画を作成したので、次のとおり提出します。

略

事業者の種類	<input type="checkbox"/> 香川県生活環境の保全に関する条例施行規則第64条第1号に該当する事業者
	<input type="checkbox"/> 香川県生活環境の保全に関する条例施行規則第64条第2号に該当する事業者

略

備考 略

第25号様式 (第61条関係)

化学物質適正管理計画変更届出書

年 月 日

香川県知事殿

届出者

住所

氏名 (法人にあっては、その
名称及び代表者氏名) ㊦

化学物質適正管理計画を変更したので、香川県生活環境の保全に関する条例第86条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

略

備考 略

第26号様式 (第64条関係)

地球温暖化対策計画書

年 月 日

香川県知事殿

提出者

住所

氏名 (法人にあっては、その
名称及び代表者氏名) ㊦

香川県生活環境の保全に関する条例第91条第1項の規定により、地球温暖化対策計画を作成したので、次のとおり提出します。

略

事業者の種類	<input type="checkbox"/> 香川県生活環境の保全に関する条例施行規則第63条第1号に該当する事業者
	<input type="checkbox"/> 香川県生活環境の保全に関する条例施行規則第63条第2号に該当する事業者

略

備考 略

第27号様式 (第65条関係)

地球温暖化対策計画変更届出書

年 月 日

香川県知事殿

届出者

住所

氏名 (法人にあつては、その
名称及び代表者氏名) ㊞

地球温暖化対策計画を変更したので、香川県生活環境の保全に関する条例第94条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

略

備考 略

第28号様式 (第65条関係)

地球温暖化対策実施状況報告書

年 月 日

香川県知事殿

報告者

住所

氏名 (法人にあつては、その
名称及び代表者氏名) ㊞

香川県生活環境の保全に関する条例第94条第5項の規定により、地球温暖化対策計画に記載した事項の実施状況について、次のとおり報告します。

略	
事業者の種類	<input type="checkbox"/> 香川県生活環境の保全に関する条例施行規則第64条第1号に該当する事業者 <input type="checkbox"/> 香川県生活環境の保全に関する条例施行規則第64条第2号に該当する事業者
略	

備考 略

第27号様式 (第64条関係)

地球温暖化対策計画変更届出書

年 月 日

香川県知事殿

届出者

住所

氏名 (法人にあつては、その
名称及び代表者氏名) ㊞

地球温暖化対策計画を変更したので、香川県生活環境の保全に関する条例第91条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

略

備考 略

第28号様式 (第64条関係)

地球温暖化対策実施状況報告書

年 月 日

香川県知事殿

報告者

住所

氏名 (法人にあつては、その
名称及び代表者氏名) ㊞

香川県生活環境の保全に関する条例第91条第5項の規定により、地球温暖化対策計画に記載した事項の実施状況について、次のとおり報告します。

略	
事業者の種類	<input type="checkbox"/> 香川県生活環境の保全に関する条例施行規則第63条第1号に該当する事業者 <input type="checkbox"/> 香川県生活環境の保全に関する条例施行規則第63条第2号に該当する事業者
略	

備考 略

第29号様式（第69条関係）

省エネ性能説明推進員選任（変更）届出書

年 月 日

香川県知事殿

届出者

住所

氏名 （法人にあっては、その
名称及び代表者氏名） ㊤

香川県生活環境の保全に関する条例第97条第2項（第97条第3項）の規定により、省エネ性能説明推進員を選任（変更）したので、次のとおり届け出ます。

略

備考 略

第30号様式（第74条関係）

自動車環境情報説明推進員選任（変更）届出書

年 月 日

香川県知事殿

届出者

住所

氏名 （法人にあっては、その
名称及び代表者氏名） ㊤

香川県生活環境の保全に関する条例第105条第2項（第105条第3項）の規定により、自動車環境情報説明推進員を選任（変更）したので、次のとおり届け出ます。

略

備考 略

第29号様式（第68条関係）

省エネ性能説明推進員選任（変更）届出書

年 月 日

香川県知事殿

届出者

住所

氏名 （法人にあっては、その
名称及び代表者氏名） ㊤

香川県生活環境の保全に関する条例第94条第2項（第94条第3項）の規定により、省エネ性能説明推進員を選任（変更）したので、次のとおり届け出ます。

略

備考 略

第30号様式（第73条関係）

自動車環境情報説明推進員選任（変更）届出書

年 月 日

香川県知事殿

届出者

住所

氏名 （法人にあっては、その
名称及び代表者氏名） ㊤

香川県生活環境の保全に関する条例第102条第2項（第102条第3項）の規定により、自動車環境情報説明推進員を選任（変更）したので、次のとおり届け出ます。

略

備考 略

第31号様式 (第76条関係)

自動車排出ガス対策計画書

年 月 日

香川県知事殿

提出者

住所

氏名 (法人にあっては、その
名称及び代表者氏名) ㊤

香川県生活環境の保全に関する条例第106条第1項の規定により、自動車排出ガス対策計画を作成したので提出します。

略

備考 略

第32号様式 (第76条関係)

自動車排出ガス対策計画変更届出書

年 月 日

香川県知事殿

届出者

住所

氏名 (法人にあっては、その
名称及び代表者氏名) ㊤

自動車排出ガス対策計画の内容を変更したので、香川県生活環境の保全に関する条例第106条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

略

備考 略

第31号様式 (第75条関係)

自動車排出ガス対策計画書

年 月 日

香川県知事殿

提出者

住所

氏名 (法人にあっては、その
名称及び代表者氏名) ㊤

香川県生活環境の保全に関する条例第103条第1項の規定により、自動車排出ガス対策計画を作成したので提出します。

略

備考 略

第32号様式 (第75条関係)

自動車排出ガス対策計画変更届出書

年 月 日

香川県知事殿

届出者

住所

氏名 (法人にあっては、その
名称及び代表者氏名) ㊤

自動車排出ガス対策計画の内容を変更したので、香川県生活環境の保全に関する条例第103条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

略

備考 略

第33号様式 (第76条関係)

自動車排出ガス対策実施措置報告書

年 月 日

香川県知事殿

報告者

住所

氏名 (法人にあつては、その
名称及び代表者氏名) 印

香川県生活環境の保全に関する条例第106条第5項の規定により、自動車排出ガス対策計画に基づいて実施した措置について、次のとおり報告します。

略

備考 略

第34号様式 (第83条関係)

公害防止責任者設置 (変更) 届出書

年 月 日

香川県知事殿

届出者

住所

氏名 (法人にあつては、その
名称及び代表者氏名) 印

香川県生活環境の保全に関する条例第122条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

略

備考 略

第33号様式 (第75条関係)

自動車排出ガス対策実施措置報告書

年 月 日

香川県知事殿

報告者

住所

氏名 (法人にあつては、その
名称及び代表者氏名) 印

香川県生活環境の保全に関する条例第103条第5項の規定により、自動車排出ガス対策計画に基づいて実施した措置について、次のとおり報告します。

略

備考 略

第34号様式 (第82条関係)

公害防止責任者設置 (変更) 届出書

年 月 日

香川県知事殿

届出者

住所

氏名 (法人にあつては、その
名称及び代表者氏名) 印

香川県生活環境の保全に関する条例第119条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

略

備考 略

第35号様式 (第84条関係)

表

----- 12センチメートル -----

第 号

香川県生活環境の保全に関する条例第126条第2項の規定による身分証明書

職名及び氏名

年 月 日生
年 月 日発行

香川県知事 印

8センチメートル

裏

香川県生活環境の保全に関する条例 (抜粋)

第126条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、次に掲げる場所に立ち入り、施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

- (1) 特定工場等
- (2) 特定有害物質取扱事業場
- (3) 貯油事業場
- (4) 土壤汚染関係施設に係る工場又は事業場
- (5) 使用が廃止された土壤汚染関係施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地
- (6) 揚水施設を設置している場所
- (7) 特定建設作業を伴う建設工事を施工する者の当該建設工事の場所
- (8) 前条第8号から第15号までに規定する者の工場又は事業場
- (9) 屋外においてばい煙等を発生するゴム等を燃焼させたと認められる場所
- (10) 屋外において又は屋外に向けて、投光器を特定の対象物を照射する目的以外の目的で使用したと認められる場所

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第139条 次の各号のいずれかに該当する者は、3万円以下の罰金に処する。

(3) 第126条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第35号様式 (第83条関係)

表

----- 12センチメートル -----

第 号

香川県生活環境の保全に関する条例第123条第2項の規定による身分証明書

職名及び氏名

年 月 日生
年 月 日発行

香川県知事 印

8センチメートル

裏

香川県生活環境の保全に関する条例 (抜粋)

第123条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、次に掲げる場所に立ち入り、施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

- (1) 特定工場等
- (2) 特定有害物質取扱事業場
- (3) 貯油事業場
- (4) 土壤汚染関係施設に係る工場又は事業場
- (5) 使用が廃止された土壤汚染関係施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地
- (6) 揚水施設を設置している場所
- (7) 特定建設作業を伴う建設工事を施工する者の当該建設工事の場所
- (8) 前条第8号から第15号までに規定する者の工場又は事業場
- (9) 屋外においてばい煙等を発生するゴム等を燃焼させたと認められる場所
- (10) 屋外において又は屋外に向けて、投光器を特定の対象物を照射する目的以外の目的で使用したと認められる場所

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第136条 次の各号のいずれかに該当する者は、3万円以下の罰金に処する。

(3) 第123条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第36号様式（第86条関係）
略

第36号様式（第85条関係）
略

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第1の表の改正部分、次項中第1の表の改正部分及び附則第3項中第1の表の改正部分 平成21年10月1日
 - (2) 第2の表の改正部分、次項中第2の表の改正部分及び附則第3項中第2の表の改正部分 平成24年4月1日
(香川県事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲等を定める規則の一部改正)
- 2 香川県事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲等を定める規則（平成12年香川県規則第117号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

第1

改正後	改正前												
<p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">1～3 略</td> </tr> <tr> <td style="width: 20%;">4 特例条例別表第1の26の項(16)の規則で定める事務</td> <td>香川県生活環境の保全に関する条例施行規則（昭和46年香川県規則第42号）<u>第85条</u>の規定による受理書の交付</td> </tr> <tr> <td colspan="2">5・6 略</td> </tr> </table>	1～3 略		4 特例条例別表第1の26の項(16)の規則で定める事務	香川県生活環境の保全に関する条例施行規則（昭和46年香川県規則第42号） <u>第85条</u> の規定による受理書の交付	5・6 略		<p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">1～3 略</td> </tr> <tr> <td style="width: 20%;">4 特例条例別表第1の26の項(10)の規則で定める事務</td> <td>香川県生活環境の保全に関する条例施行規則（昭和46年香川県規則第42号）<u>第79条</u>の規定による受理書の交付</td> </tr> <tr> <td colspan="2">5・6 略</td> </tr> </table>	1～3 略		4 特例条例別表第1の26の項(10)の規則で定める事務	香川県生活環境の保全に関する条例施行規則（昭和46年香川県規則第42号） <u>第79条</u> の規定による受理書の交付	5・6 略	
1～3 略													
4 特例条例別表第1の26の項(16)の規則で定める事務	香川県生活環境の保全に関する条例施行規則（昭和46年香川県規則第42号） <u>第85条</u> の規定による受理書の交付												
5・6 略													
1～3 略													
4 特例条例別表第1の26の項(10)の規則で定める事務	香川県生活環境の保全に関する条例施行規則（昭和46年香川県規則第42号） <u>第79条</u> の規定による受理書の交付												
5・6 略													

第2

改正後	改正前												
<p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">1～3 略</td> </tr> <tr> <td style="width: 20%;">4 特例条例別表第1の26の項(16)の規則で定める事務</td> <td>香川県生活環境の保全に関する条例施行規則（昭和46年香川県規則第42号）<u>第86条</u>の規定による受理書の交付</td> </tr> <tr> <td colspan="2">5・6 略</td> </tr> </table>	1～3 略		4 特例条例別表第1の26の項(16)の規則で定める事務	香川県生活環境の保全に関する条例施行規則（昭和46年香川県規則第42号） <u>第86条</u> の規定による受理書の交付	5・6 略		<p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">1～3 略</td> </tr> <tr> <td style="width: 20%;">4 特例条例別表第1の26の項(16)の規則で定める事務</td> <td>香川県生活環境の保全に関する条例施行規則（昭和46年香川県規則第42号）<u>第85条</u>の規定による受理書の交付</td> </tr> <tr> <td colspan="2">5・6 略</td> </tr> </table>	1～3 略		4 特例条例別表第1の26の項(16)の規則で定める事務	香川県生活環境の保全に関する条例施行規則（昭和46年香川県規則第42号） <u>第85条</u> の規定による受理書の交付	5・6 略	
1～3 略													
4 特例条例別表第1の26の項(16)の規則で定める事務	香川県生活環境の保全に関する条例施行規則（昭和46年香川県規則第42号） <u>第86条</u> の規定による受理書の交付												
5・6 略													
1～3 略													
4 特例条例別表第1の26の項(16)の規則で定める事務	香川県生活環境の保全に関する条例施行規則（昭和46年香川県規則第42号） <u>第85条</u> の規定による受理書の交付												
5・6 略													

（香川県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正）

- 3 香川県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成18年香川県規則第10号）の一部を次のように改正する。

第1

改正後	改正前
<p>別表第4（第4条関係） 1・2 略 3 香川県生活環境の保全に関する条例（昭和46年香川県条例第1号）第<u>57条第2項</u> 4～6 略 7 香川県生活環境の保全に関する条例施行規則（昭和46年香川県規則第42号）<u>第19条第2項第4号及び第26条第2項第2号</u></p> <p>別表第6（第5条関係） 1～4 略 5 香川県生活環境の保全に関する条例<u>第57条第1項</u> 6～12 略</p>	<p>別表第4（第4条関係） 1・2 略 3 香川県生活環境の保全に関する条例（昭和46年香川県条例第1号）第<u>51条第2項</u> 4～6 略 7 香川県生活環境の保全に関する条例施行規則（昭和46年香川県規則第42号）<u>第16条第2項第4号及び第23条第2項第2号</u></p> <p>別表第6（第5条関係） 1～4 略 5 香川県生活環境の保全に関する条例<u>第51条第1項</u> 6～12 略</p>

第2

改正後	改正前
<p>別表第4（第4条関係） 1・2 略 3 香川県生活環境の保全に関する条例（昭和46年香川県条例第1号）第<u>60条第2項</u> 4～7 略</p> <p>別表第6（第5条関係） 1～4 略 5 香川県生活環境の保全に関する条例<u>第60条第1項</u> 6～12 略</p>	<p>別表第4（第4条関係） 1・2 略 3 香川県生活環境の保全に関する条例（昭和46年香川県条例第1号）第<u>57条第2項</u> 4～7 略</p> <p>別表第6（第5条関係） 1～4 略 5 香川県生活環境の保全に関する条例<u>第57条第1項</u> 6～12 略</p>